

総務財政委員会 案件一覧

(令和7年12月15日開催分)

○所管事務報告 8件

部局	報告順	件 名	資料番号	説明者（所管課長名等）
企画 経営部	1	大田区DX推進計画に基づく窓口DXの実現に向けて	1	臼井 企画課長
	2	(仮称) 大田区災害復興ビジョン（素案）及び区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施について	2	臼井 企画課長
	3	令和8年度 組織改正について	3	田中 経営改革担当課長
総務部	4	第二次大田区再犯防止推進計画（素案）の策定及び区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施について	1	鈴木 総務課長
	5	電子契約サービスの導入について	2	武藤 経理管財課長
	6	工事請負契約の報告について ①かにくぼ公園拡張工事（キャッチボール場）	3	武藤 経理管財課長
区民部	7	令和7年度年金特別徴収仮徴収に係る徴収不足の発生について	1	東穂 課税課長
選挙管理委員会事務局	8	大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会（第三者委員会）検討状況について	1	片平 選挙管理委員会事務局長

大田区DX推進計画に基づく窓口DXの実現に向けて

総務財政委員会
令和7年12月15日
企画経営部 資料1番
所管 企画課

1 背景と目的

- ✓ 大田区DX推進計画において「窓口DXの推進」を重点施策に位置付け、「書かない」「待たない」「回らない」窓口の実現を目指している。
- ✓ また、大田区持続可能な自治体経営実践戦略においても、「窓口サービスの向上」を重点取組に位置づけ、全庁的な窓口サービスのあり方について検討している。
- ✓ これらの計画で位置付けた「窓口サービス」に関する施策を着実に推進し、デジタル技術を活用し区民ニーズに即した区民サービスの提供を実現する必要がある。

- デジタル技術を活用し、区民ニーズに即した区民サービスを提供する窓口
- 「行かない」「書かない」「回らない」窓口の実現を目指す

おおたの窓口2.0

2 方向性

第1フェーズ
R7～8年度

- <第1弾>本庁舎1階の窓口機能拡充
- <第2弾>**交通利便性の高い施設における窓口サービスの実証**
- <第3弾>自動交付機の利用率向上

第2フェーズ
R9～11年度

- 本庁舎窓口機能の低層階集約に向けた検討
- 将来的な窓口サービスの拠点化に向けた検討

第3フェーズ
R12年度～

- 本庁舎窓口機能の低層階集約が実現
- 窓口サービスはオンラインと本庁舎及び拠点で提供

3 実証概要

- ✓ 現在の大田区観光情報センターを用途変更し、窓口サービスの提供施設として活用（同センターは、令和8年3月末をもって閉館予定）
- ✓ 実証を行い、当該鉄道沿線住民の利用状況や、本庁舎及び各特別出張所の来庁者数の変化などデータを収集

【スタート時点の機能案】	開設予定	令和8年10月
	開設時間	未定
	窓口対応	転入、転出、転居、世帯変更の届出
	業務体制	職員及び業務スタッフによる対応
	その他	・運営状況に応じて戸籍の届出を含む その他窓口業務の拡充を検討 ・可能な範囲で観光情報なども発信する

(仮称)大田区災害復興ビジョン(素案)及び区民意見公募手続(パブリックコメント)の実施について

(仮称)大田区災害復興ビジョンの目的

大規模な災害により重大な被害を受けた場合において、区の復興並びに区民生活の再建及び安定に関する事業を速やかに、かつ、計画的に実施する必要があると認めるときは、災害復興本部を設置することになる。

設置後の本部の役割の一つに災害復興方針、災害復興計画の策定があるが、発災後の混乱の中で限られた資源と時間でこれらの方針・計画を策定することは極めて困難である。

そのため、発災後に初めて復興を考えるのではなく、平時から復興の基本的な考え方やプロセスを検討し、準備を進めておくことが不可欠となる。本ビジョンは発災後の迅速かつ円滑な復興に向けた指針として、区が目指す復興の姿と基本的な進め方を平時から定めるものである。

(仮称)大田区災害復興ビジョン(素案)の内容

第1章

策定背景、役割、位置づけ、被害想定

第2章

区の概況、区民の意識（アンケート結果等）、
復興の課題

第3章

基本理念

第4章

基本的な考え方

第5章

分野別方針

区民意見公募手続(パブリックコメント)について

実施期間

令和7年12月22日（月）～令和8年1月13日（火）

対象

区内に在住・在勤・在学の方、区内事業者及び
団体、ビジョンに利害関係のある方

閲覧方法及び場所

区ホームページ、区政情報コーナー、企画課

意見提出方法

Logoフォーム、郵送、FAX、窓口への持参

策定までのスケジュール

令和7年12月15日 総務財政委員会にて報告

12月22日 パブリックコメント開始

令和8年2月25日、26日

3月

総務財政委員会にて報告

区長決定、決定後HP等にて公表

第1章 はじめに

1 目的

大田区の都市機能維持と区民の早期復興のための基本的な考え方を策定する。

2 背景

最近の自然災害の激甚化により、事前に復興の考え方を整備しておくことが必要である。

3 役割

発災後の迅速かつ効果的な復興、総合的な防災対策、「被災を繰り返さない都市づくり」の指針を示す。

4 位置づけ

大田区基本構想を含む総合計画や地域防災計画との整合性を保ちながら、復興の方向性を示す。

5 被害想定

地震と風水害を想定し、詳細な被害予測を示す。

第2章 現状と課題

1 区の概況

人口統計や地域の実態（道路・公園・住宅・福祉・産業等）を記述し、地域特性を示す。

2 課題

復興には地域特性を踏まえた取り組みが不可欠であり、課題を具体的に列挙する。

第3章 基本理念

以下の3つを基本理念とする

- 被災者自立支援
- 災害に強い都市づくり
- 区民との協働

第4章 基本的な考え方

復興に向けて、4つの分野の具体的な方針を示す。

- 都市復興
- 住宅復興
- 生活復興
- 産業復興

第5章 分野別方針

第3章を受けて、4分野ごとの方針内容を示す。

都市 復興	方針1：被害状況の把握 方針2：地域の特性を踏まえた市街地復興まちづくり 方針3：計画的・段階的な災害に強い市街地整備 方針4：都市施設の整備 方針5：区民と協働の復興
----------	--

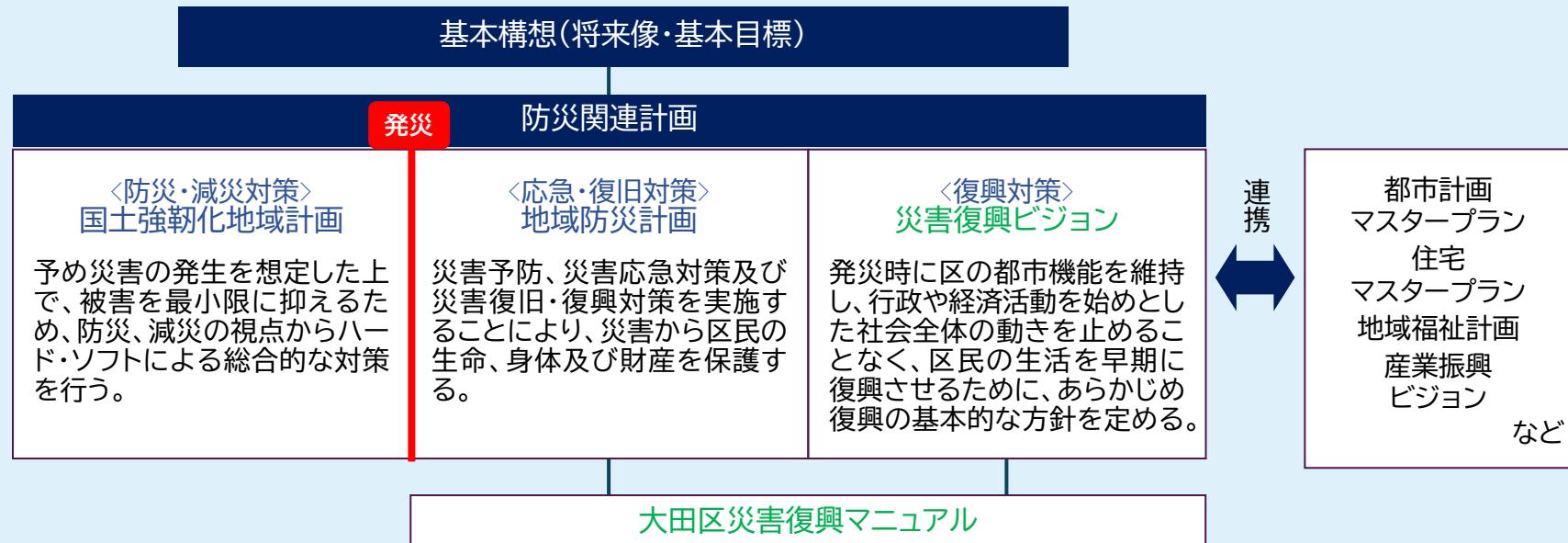
住宅 復興	方針1：災害廃棄物の適正な処理 方針2：一時的な居住の安定確保 方針3：安心して暮らせる住宅の確保 方針4：入居者のつながりの創出
----------	--

生活 復興	方針1：福祉・医療・保健機能の維持 方針2：1人ひとりに寄り添った生活再建支援 方針3：教育活動等の早期再開 方針4：ライフラインや道路及び公共交通の早期回復 方針5：地域で生活を続けていくための様々な取組の実施
----------	--

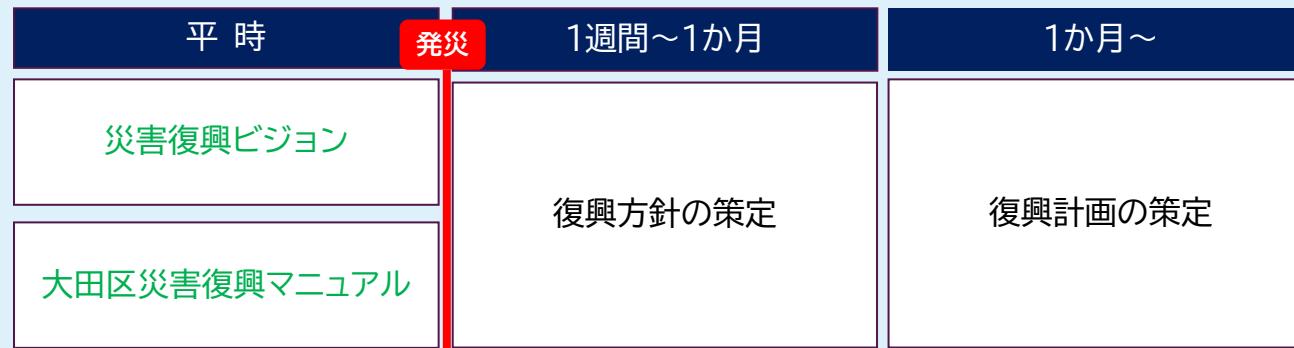
産業 復興	方針1：東京都と連携した産業復興計画の策定 方針2：中小企業の事業再開・復興支援 方針3：雇用の維持 方針4：観光を通じた幅広い産業の再開・復興支援
----------	---

本ビジョンの位置づけ

<総合計画・防災関連計画との位置づけ>



<復興計画策定までの流れ>



(仮称) 大田区災害復興ビジョン (素案)

区長巻頭言（調整中）

目次（調整中）

第1章 はじめに

1 大田区災害復興ビジョンとは

大田区災害復興ビジョン（以下、「本ビジョン」という。）は、地震や風水害、大規模事故、火山噴火など、あらゆる大規模災害により重大な被害を受けた場合における、区の都市機能の維持と区民生活の早期復興を目指し、平時から復興の基本的な考え方や進め方を定めるものです。本ビジョンは、発災後の住民生活や市街地形成のあるべき姿、及びその実現に至る区の基本の方針を示します。

2 本ビジョン策定の背景

近年、災害の激甚化が進み、大規模災害はいつ発生してもおかしくない状況にあります。このような状況下では、発災後に初めて復興を考えるのではなく、平時から復興の基本的な考え方やプロセスを検討し、準備を進めておくことが重要です。

また、発災後の混乱の中で限られた資源と時間で復興方針及び復興計画を策定することは極めて困難です。そのため、事前に復興の方向性を定めた本ビジョンを策定し、発災後の迅速かつ効果的な復興につなげる必要があります。

3 本ビジョンの役割

(1) 発災後の復興方針・復興計画の早期策定

平時から復興に向けた基本的な考え方やプロセスを区民・事業者・行政が共有し、復興の進め方や役割を理解することで、「復興方針」、「復興計画」等の早期策定につなげます。

(2) 総合的な防災対策の推進

防災・減災対策から発災時の災害対策、復旧対策、復興対策まで、全てのステージにおいて連続性を持った総合的な取り組みの基礎となります。

(3) 「被災を繰り返さない都市づくり」の指針

単なる復旧^{*}ではなく、都市全体の防災性向上や良好な市街地形成を目指す復興^{*}の方向性を示す指針となります。

※復旧とは、市街地形態と道路・鉄道・公園・ライフライン等の都市施設をほぼ従前の状態に回復することであるのに対し、復興とは、特に大きな被害を受けた地域のみの復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行うものです。

4 本ビジョンの位置づけ

(1) 大田区基本構想との位置づけ

大田区基本構想に掲げる基本理念と、将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」は、発災後も変わることのない基本的な考え方です。本ビジョンは、これらを尊重し、基本構想との整合性を保ちながら、災害からの復興に向けた具体的な方針を示すものとして策定します。

(2) 防災関連計画における位置づけ

本ビジョンは、既存の「大田区国土強靭化地域計画」、「大田区地域防災計画」と合わせて三位一体の防災関連計画として位置づけます。これにより、平時の防災・減災対策、災害発生時の応急対策、そして復興に至るまでの一貫した方針を示すことが可能となります。

(3) 復興プロセスにおける役割

本ビジョンは、発災後の混乱時においては、被災地の復興並びに区民生活の再建及び安定に関する事業を速やかに、かつ、計画的に実施する必要があるため、復興の方向性や考え方を事前に定め、発災後に策定される復興方針及び復興計画の基礎となるものです。

(4) 計画間の連携

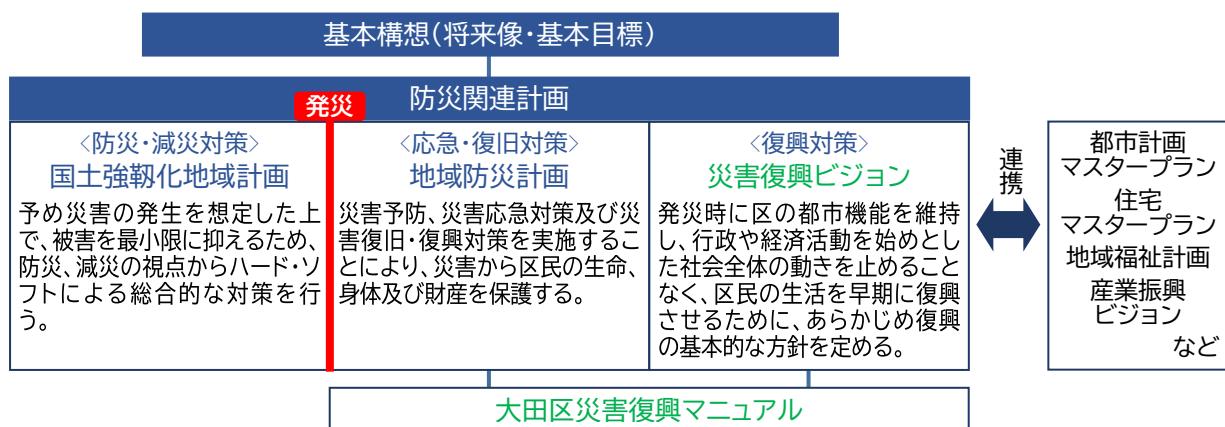
本ビジョンは、総合計画の下位に位置する分野別計画の一つとして、都市計画マスター・プラン等の分野別計画とも連携を図り、総合的な視点から復興の方向性を示します。

(5) 柔軟性と見直し

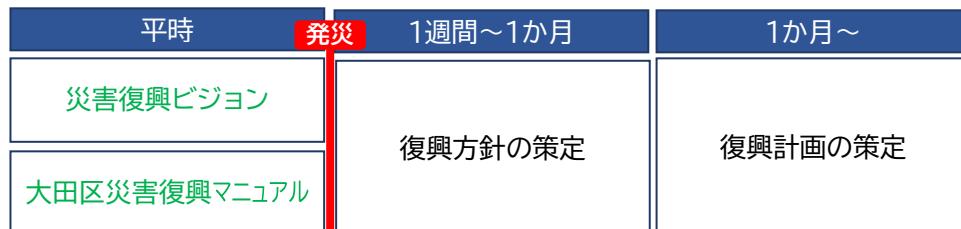
本ビジョンは、社会情勢の変化や新たな知見を反映できるよう、定期的な見直しと更新を行います。これにより、常に最新の状況に対応した復興の指針を維持します。

◆本ビジョンの位置づけ

<総合計画・防災関連計画との位置づけ>



<復興計画策定までの流れ>



5 想定される主な災害

本ビジョンは地震や風水害、大規模事故、火山噴火など、あらゆる大規模災害により重大な被害を受けた場合を想定します。区の復興並びに区民生活の早期再建及び安定に関する事業を速やかに、かつ計画的に実施する必要があると認める状況において、本ビジョンは復興に向けた基本理念と目標に基づき、その対応の基礎となるものとします。

特に大規模な被害が想定される「地震」と「風水害」について、以下の被害想定を代表的に示します。

◆都心南部直下地震における大田区の被害想定

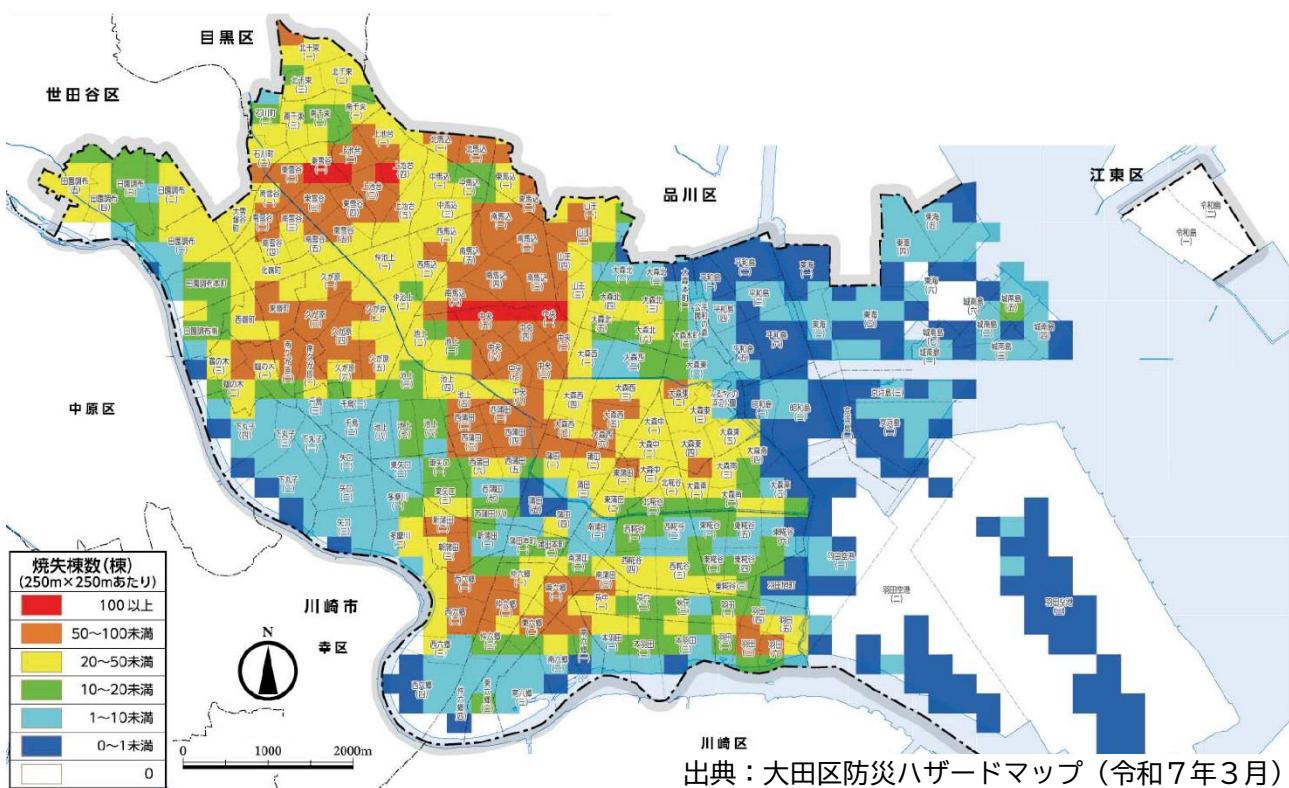
【設定条件】(地震規模) マグニチュード 7.3、(発生時期) 冬の夕方 18 時、
(自然条件) 風速 8 m／秒

想定する地震		都心南部直下地震
予想震度		震度 6 強 (一部地域で震度 7、震度 6 弱)
建物被害	火災	18, 844 棟
	揺れ及び液状化	8, 538 棟
人的被害	死者	726 人
	負傷者	7, 815 人
避難所生活者 ^{*1}		208, 667 人
帰宅困難者 ^{*2}		57, 136 人
津波高 ^{*3}		2. 25 m

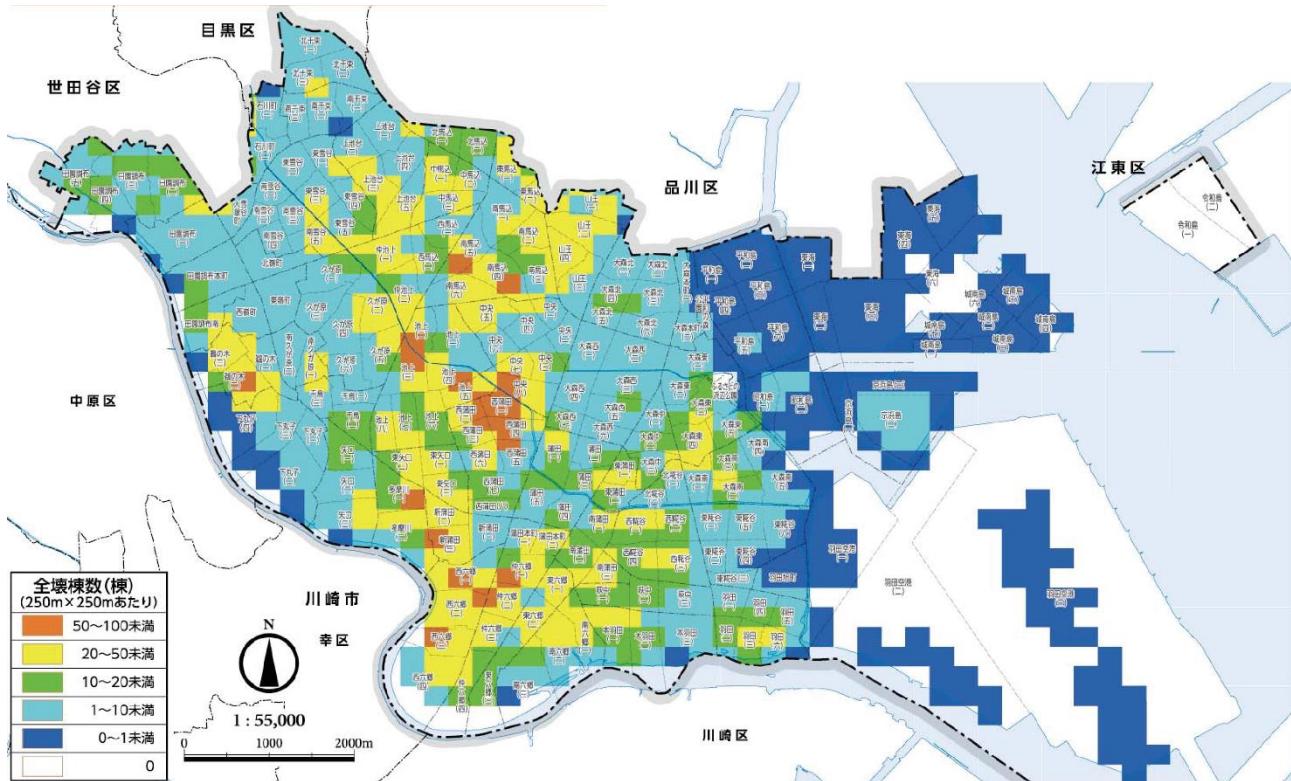
*1 避難所生活者の数値はピーク時のものです。
*2 帰宅困難者は蒲田駅周辺の人数です。
*3 都心南部直下地震では津波の想定はありません。津波高は南海トラフ巨大地震の想定値です。
(大田区沿岸の防潮堤は高さ 4.6 メートル、多摩川の堤防は高さ 6 から 8 メートルあります。)

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月、東京都）

◆大田区防災ハザードマップ（都心南部直下地震における焼失建物棟数の分布）



◆大田区防災ハザードマップ（都心南部直下地震における全壊建物棟数の分布）



出典：大田区防災ハザードマップ（令和7年3月）



※大田区防災ハザードマップはこちらから

◆風水害について、多摩川と中小河川で想定される最大規模の降雨

対象	資料
多摩川の氾濫	・多摩川水系多摩川、浅川、大栗川浸水想定区域図（国土交通省、平成28年5月30日）
高潮による浸水	・東京都高潮浸水想定区域図（東京都、令和4年4月13日）
中小河川等の氾濫 (内水氾濫含む)	・城南地区河川流域浸水想定区域図（東京都、令和6年2月15日） ・野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（東京都、令和6年2月15日）

◆大田区防災ハザードマップ（多摩川の全流域で48時間に588mmの降雨があった場合）



◆大田区防災ハザードマップ（超大型の台風の接近で海面が上昇した場合）



◆大田区防災ハザードマップ(呑川、丸子川等流域で1時間に153mmの降雨があった場合)



出典：大田区防災ハザードマップ（令和7年3月）

第2章 現状と課題

1 大田区の概況

(1) 人口

大田区の総人口は、転出に対して転入が超過し、平成 26 年に 70 万人を超え、増加傾向が続いていました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で令和 3 年に転出超過となり、総人口が減少しました。令和 5 年には再び転入超過となり、令和 6 年は総人口が増加に転じました。年齢 3 区別人口の構成比では、年少人口と生産年齢人口の比率が減少傾向にある一方、高齢者人口の比率が増加傾向にあります。

(2) まち

ア 道路、公園※

区内の道路は総延長 851,809m、うち区道 774,726m、都市計画道路は 107,700m のうち 53,730m (50%) が整備されています。

公園は 572 か所、面積は 308.3ha、区民一人当たりの公園面積は 4.15 m²となって います。

イ 住宅

住宅数は 451,460 戸で、世帯数を約 5 万戸 (12.6%) 上回っています。一戸建ては減少傾向で全体の 24.0%、共同住宅は 2 階建以下の低層アパートが減少し、中高層のマンションが増加傾向にあり、全体の 6 割強を占めています。^{※1}

大田区内の分譲マンションは 3,373 棟あり、そのうち区分所有法改正前 (1983 年以 前) に建築された建物が 834 棟あるとされています。^{※2}

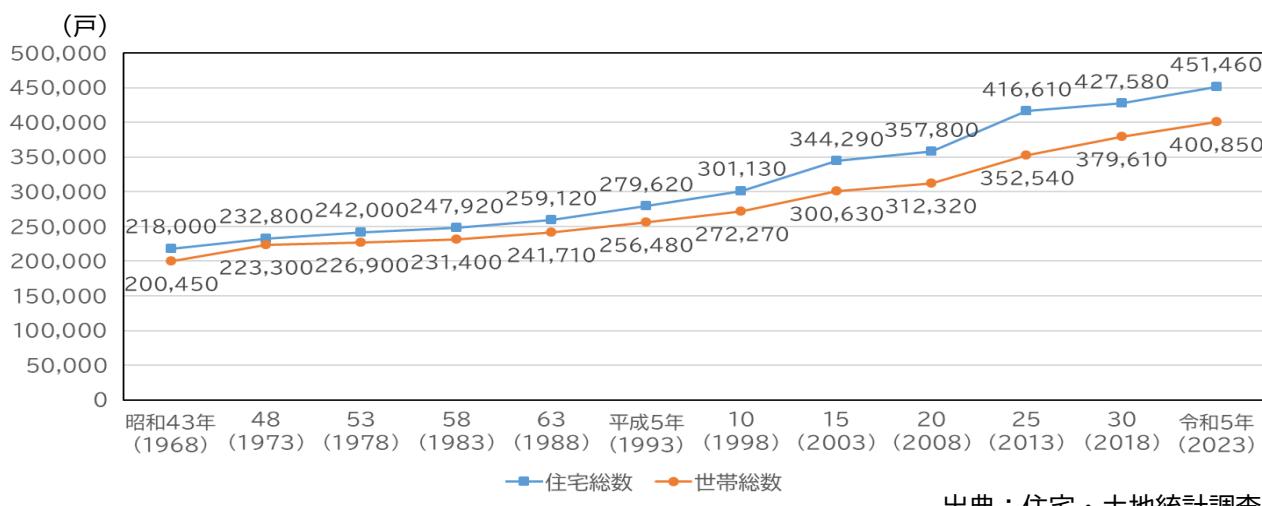
空家は 48,880 戸、空家率は 10.8% で減少傾向にあります。^{※1}

区営住宅等は、区営住宅 32 団地 1,364 戸、区民住宅 4 団地 123 戸、区営シルバーピア 13 団地 299 戸、区立シルバーピア 7 団地 103 戸となっています。

※1 住宅・土地統計調査（令和 5 年）

※2 東京 マンション管理・再生促進計画（東京都、令和 4 年 3 月改定）

<住宅数と世帯数の推移>



出典：住宅・土地統計調査

(3) くらし

ア 福祉、医療、教育

高齢者に関する施設は、シニアステーション 10 件、老人いこいの家、区民センタ－高齢者施設（ゆうゆうくらぶ）21 件、地域包括支援センター23 件、軽費老人ホーム（B型）1 件、都市型軽費老人ホーム9 件、養護老人ホーム2 件、特別養護老人ホーム（区立）3 件、高齢者在宅サービスセンター（区立）5 件があります。

区立の障害者福祉施設は、障がい者総合サポートセンターやこども発達センターわかばの家など、19 の施設があります。

区内には病院 24 件、一般診療所 633 件があります（令和7年10月現在）。

区立の学校としては、小学校 59 校、中学校 28 校、区外に館山さざなみ学校があり、児童・生徒数は 40,017 人（令和7年度）※となっています。

未就学児について、幼稚園は全て私立であり、従来制度幼稚園 32 園、新制度幼稚園 14 園となっており、保育園は区立が 37 園、私立が 133 園あります。

イ 文化施設

舞台芸術の鑑賞や区民による活動・発表の場となる大田区民プラザ、大田区民ホール・アリコ、大田文化の森の3つの施設、大田区の歴史・伝統や縁のある芸術家・作家の足跡を保存・発信する郷土博物館、海苔の歴史と文化を伝える大森 海苔のふるさと館、旧清明文庫を活用した勝海舟記念館をはじめとする5つの記念館、及び区民の活動や交流の場となる文化センター、区民センターがあります。

ウ 大田区の地域力

大田区の基本計画では、自治会・町会、団体・NPO、事業者など、各種の地域活動が連携・協働することで、地域コミュニティの課題解決力である「地域力」を高める方向性を示しています。

大田区の地区区分は、大森地域、調布地域、蒲田地域の3地域と特別出張所が置かれている18地区を単位としており、218の自治会・町会があります。また、区内に主たる事務所のあるNPO法人は246団体※1となっています。

(4) 産業

大田区は、28,000 を超える多様な産業の事業所が立地する産業都市です。特に製造業は東京23区最大の集積を誇り、3,584 事業所が高密度に集積し、区内産業の中核を担っています。また、東京都内最大級の商店街数を有し、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業、サービス業等が集積しています。これらの産業は、大田区の雇用を含めた地域経済を支える重要な役割を果たしています。

2 区民の意識等

(1) 新たな大田区基本構想の策定に向けた区民アンケート

対象：区内在住・在勤・在学の方

標本数：2,000人

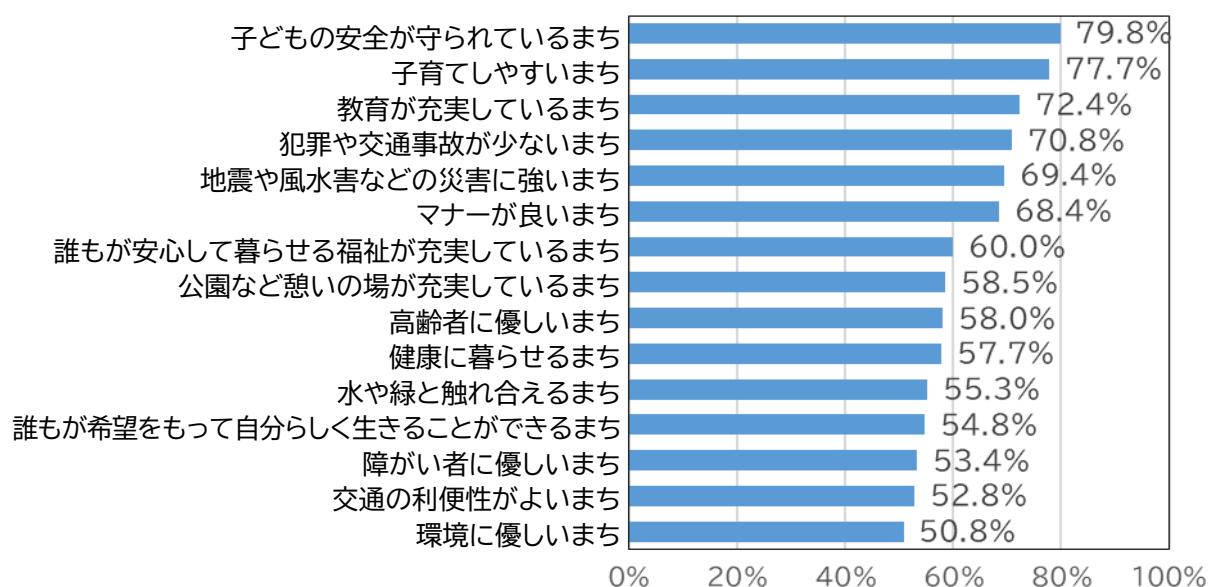
期間：令和5年7月14日から9月11日まで

回答数：小中学生：11,920件、大人（高校生以上）：5,486件 合計：17,406件

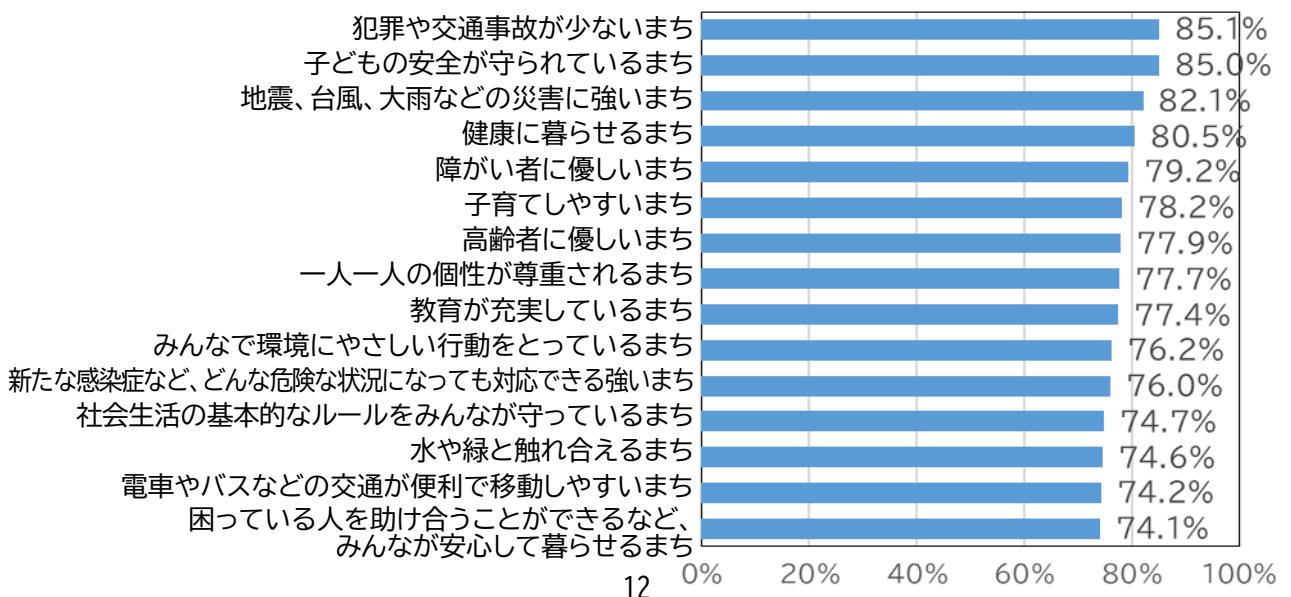
◆将来のまちの姿について

- 「2040年ごろの大田区をどんなまちにしたいですか。」（複数選択可）について、大人では「子どもの安全が守られているまち」（79.8%）が最も多く、次いで「子育てしやすいまち」（77.7%）、「教育が充実しているまち」（72.4%）となっています。
- 一方、小中学生では、「犯罪や交通事故が少ないまち」（85.1%）が最も多く、次いで「子どもの安全が守られているまち」（85.0%）、「地震、台風、大雨などの災害に強いまち」（82.1%）となっています。

<大人・上位15項目>



<小中学生・上位15項目>

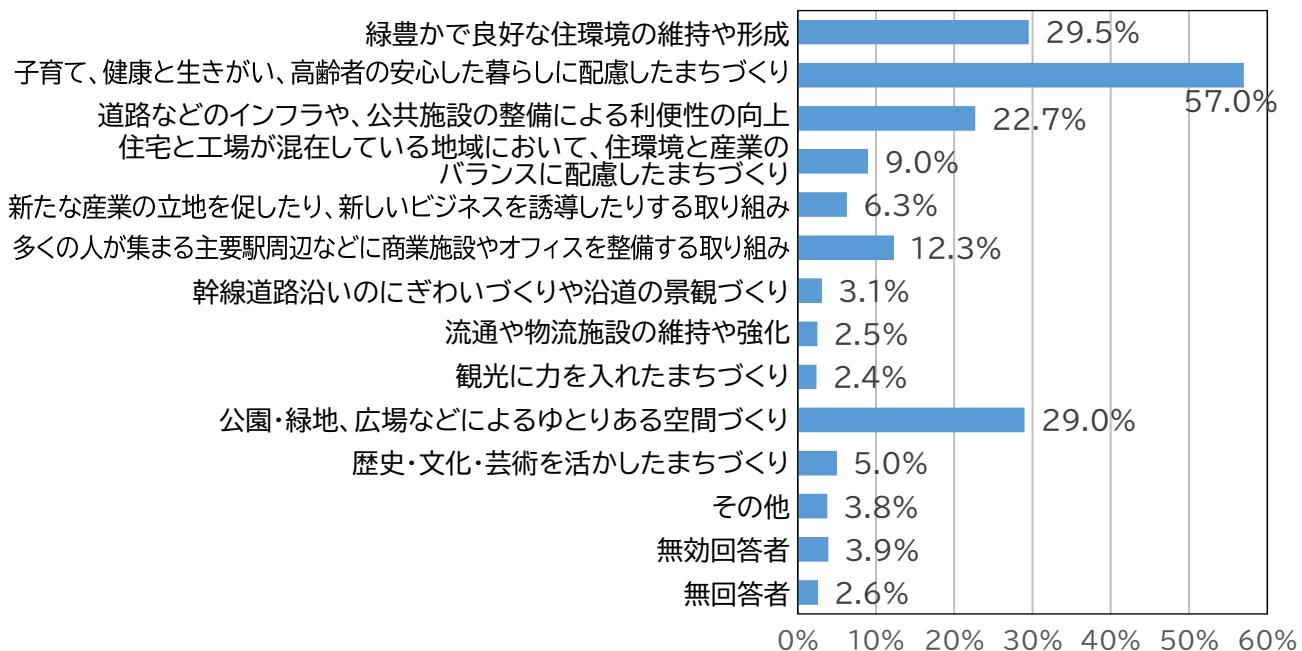


(2) 都市計画マスタープラン改定に向けたアンケート調査

対象：区内在住の満18歳以上の男女
標本数：2,000人
期間：令和元年9月11日（水）～25日（水）
回収数：765件（回収率38.3%）

◆まちづくりの方向性や将来のまちの姿について

- ・「大田区のまちづくりの方向性や将来のまちの姿について、何が重要だと思いますか。」
(2つ選択)について、「子育て、健康と生きがい、高齢者の安心した暮らしに配慮したまちづくり」(57.0%)が最も多くなっています。



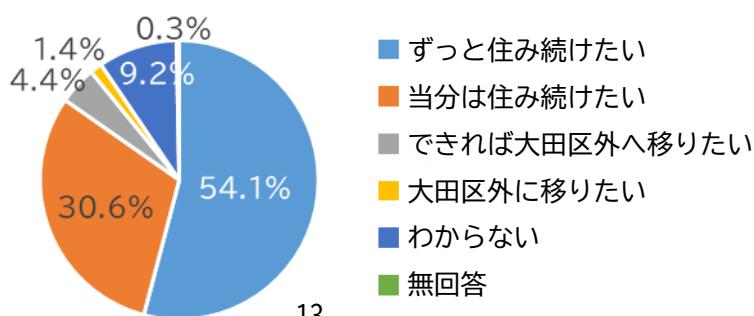
(3) 大田区政に関する世論調査

対象：区内在住の満18歳以上の男女個人（外国人を含む）
標本数：4,000人
期間：令和5年5月31日（水）～6月19日（月）
有効回収数：2,021人（有効回収率50.5%）

◆定住意向

最新版で差替え

- ・「あなたは、これから（单一回答）について、「ずっと住み続けたい」(54.1%)が5割半ばで最も高く、これに「当分は住み続けたい」(30.6%)を合わせた『定住意向（計）』(84.7%)は8割半ばとなっています。
- ・一方、「できれば大田区外へ移りたい」(4.4%)と「大田区外へ移りたい」(1.4%)を合わせた『転出意向（計）』(5.8%)は1割未満となっています。



3 復興まちづくりの課題

復興のまちづくりを進めるには、地域特性や被災状況、その時の社会経済情勢、地域のニーズを踏まえた区民等の生活再建や持続可能な市街地形成の実現が求められます。

(1) 都市復興の課題

- ア 速やかに復興に着手するため、建物や都市施設の被災状況を迅速に把握することが必要です。
- イ 強靭な市街地の形成を目指した復興の方針と計画を作成し、これらに基づく復興まちづくりを円滑に進めることができます。
- ウ 地域の意向を反映し、地域の特性を活かした復興まちづくりを進めていくためには、区民・事業者・行政の協働で取り組む体制づくりが必要です。

(2) 住宅復興の課題

- ア 発災後、早急に被災状況を把握し、住宅を失った方が一刻も早く安定した生活を送れるように、応急的な住宅を確保することが必要です。
- イ 発生する膨大な災害廃棄物は、その処理に多くの時間を要するなど、復興活動の進捗に影響を与えることから、収集・運搬や仮置場での中間処理等、最終的な処理・処分を速やかにかつ適切に行う必要があります。
- ウ 自力再建を目指す被災者の生活基盤を早期に再建するため、軽微な被害への迅速な補修支援と大規模被害への速やかな建替え支援といった、被害実態に応じた多角的な支援メニューの提供が必要です。
- エ 復興のために建設される公営住宅等の供給にあたっては、将来人口や利用者の高齢化等の影響を考慮し、数年後の利活用を見据える必要があります。
- オ 被災者が安心して暮らせるよう、避難所から応急的な住宅、さらには恒久的な住宅へ移る全ての過程において、コミュニティの分断や孤立を防ぎ、維持・再生ができるよう段階的かつきめ細やかな支援が必要です。

(3) 生活復興の課題

- ア ライフライン及び交通機能等の早期復旧を図り、早期に生活の支障を取り除く必要があります。
- イ 発災後、早急に被災状況を把握し、医療や福祉、教育等の区民の暮らしを支える各種機能を回復することが必要です。
- ウ 復旧・復興時においては、高齢者等が支援制度を十分に活用できない状況が想定されるため、自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組めるよう、きめ細やかな支援が必要です。

(4) 産業復興の課題

- ア 中小企業の資金調達や一時的な事業スペースの確保、取引等のあっせん等、速やかな自力による事業再開を支援することが必要です。
- イ 事業者が雇用を維持できる、やむを得ず離職した方が速やかに就業できるように支援することが必要です。
- ウ 暮らしと地域経済への影響を考慮しながら、観光の視点から災害の教訓や大田区

の良さを発信する等、中長期的に復興の機運を高めていくことが必要です。

(5) 復興の体制等に係る課題

- ア 復興のためには、被災者である区民と行政が協力し、更にNPO、ボランティア、専門家、企業などの広範な人々や団体が、協働で取り組みを進めることができます。
- イ 区の復興体制及び区民・関係団体等との協働の場においては、男女共同参画の視点を持ち、性別を問わず全ての職員や関係者が持つ専門性や知見を最大限に活用できる環境を整備する必要があります。
- ウ 生活の再建については、被災者一人ひとりに寄り添った支援が必要であり、様々な分野の取り組みが関わることから、区内部の連携を密にすることが必要です。また、広域的な復興課題に対応するには、都や関係する自治体との連携も強化する必要があります。
- エ 震災後は、優先度の高い通常業務や応急対策業務、復興に係る業務と多様な業務が発生し、また、特定の部門や職種に事務が集中するため、人的資源の確保・調整に取り組む必要があります。
- オ 迅速でより良い復興を実現するため、総合的かつ長期的な視野に立ち、地域全体の意見を踏まえたボトムアップ型の計画を作成する必要があります。

コラム

生活・コミュニティ再建等を支えるボランティア活動

令和6年能登半島地震では、避難生活の長期化・多様化により災害関連死や孤立孤独のリスクが高まったほか、長期にわたる支援活動により、行政や市民活動団体（NPO）等のマンパワーが不足し、被災地のみならず幅広い地域からの支援・応援が求められていました。また、甚大な被害のため、継続的なボランティア・被災者支援が求められる状況となりました。

東京都生活文化スポーツ局と東京ボランティア・市民活動センター（TVAC）は、一般社団法人災害協働サポート東京（CS-Tokyo）と協働し、被災者支援に関する情報発信のほか、生活・コミュニティ再建等を支えるボランティア活動などの取組を約半年にわたり実施しました。

その活動の一つとして、被災地での支え合いの場づくり（サロン活動）を被災市町の行政や災害ボランティアセンター、地域団体、支援活動を行う団体等と連携して取り組みました。なお、地元の様々な団体とともに取り組むことで、継続的な取組につなげていきました。

サロン活動は、度重なる転居や避難先での傷つく経験をされた方々の心の支えとなる役割を担っています。地元のことを気兼ねなく話せる場を提供し、震災後の気苦労をいたわり出来る「仲間づくり」の場として機能しています。また、避難生活を見守る中で、生活上の不便や課題を発見し、解決を図るとともに、孤立防止や引きこもり防止に貢献しています。



サロン活動の様子

出典・参考：令和6年能登半島地震東京 能登半島地震被災者支援ボランティアパッケージ報告書
(東京都/東京ボランティア・市民活動センター/災害協働サポート東京、R6.10)

コラム

被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスの支援

●災害ボランティアセンターの設置

区は、(社福)大田区社会福祉協議会、(一社)地域パートナーシップ支援センターとの三者協定に基づき「災害ボランティアセンター」を設置します。災害ボランティアセンターは、災害時に被災地域でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。ボランティアの申し込みを受け付け、被災者の要望とボランティアの調整を行います。

<災害ボランティアの活動>

大規模な災害が発生した際に、被災地で居住環境の確保に必要ながれきの撤去・分別、泥出し、清掃・片付けなど、被災者に寄り添った支援活動を行います。

<大田区災害ボランティア登録制度>

事前に災害ボランティア登録をされた方へ、区内で災害が起きたときに、ボランティアとして参集を案内しています。また、活動を学べる講座や訓練の案内も行っています。



ボランティア活動の様子

写真：(社福)大田区社会福祉協議会

●災害ケースマネジメント

支援メニューを用意し、申請に基づき当該支援を提供するという従来の被災者支援の手法では必ずしも十分に被災者の自立・生活再建に結びつかないことがあるから、近年では、訪問等のアウトリーチにより被災者の状況を把握し、官民連携の下、多様な課題に対応することで被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスを支援する「災害ケースマネジメント」が実施されています。

その効果の一つとして、災害関連死の防止が挙げられます。

災害関連死は、地震による家屋倒壊など直接的被害ではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など、間接的な原因で死亡することをいうとされています。東日本大震災における「震災関連死」は、令和4年3月31日時点で3,789人にも上るとされます。また、熊本地震においては、「市町村において災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの」は令和3年3月末時点で218人とされており、死者全体273人の約8割を占めています。

アウトリーチにより被災者の状況を積極的に把握することで、高齢者、障害者（児）、生活困窮者等リスクの高い被災者を必要な支援につなぐことができます。

出典・参考：災害ケースマネジメント実施の手引き（内閣府、R5.3）

【熊本地震における震災関連死の概況（R3.3末時点）】

項目	1週間以内	1ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年内	1年以上	合計
人数	53人	71人	53人	27人	9人	5人	218人
割合	24.3%	32.6%	24.3%	12.4%	4.1%	2.3%	100.0%

出典：「震災関連死の概況について」（熊本災害デジタルアーカイブ）より抜粋

第3章 基本理念

1 復興の理念

大規模災害により複合的・広域的な被害が生じ、多くの課題が明らかになることが考えられます。復興に際しては、過去の計画等にとらわれることなく、柔軟な発想に基づき、明らかになった諸課題に対処していくことが極めて重要です。

そのため基本構想における将来像を踏まえながら、以下の3つを復興の理念として掲げ、復興を力強く推進していきます。

- (1) 被災者の自立・共助を基本として区民生活を早期再建するために必要な公的支援を行う。
- (2) 平時から災害に強い都市づくりと生活にゆとりと豊かさをもたらす活力に満ちた都市づくりを進める。
- (3) 区民とのパートナーシップに基づく連携・協働と、国、都、隣接市区等との広域的な連携・協力による復興を進める。

2 復興の基本目標

本ビジョンは、「大田区基本構想」(令和6年3月)で掲げている以下の基本目標に基づき、復興を推進します。

基本目標1 未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

基本目標2 文化を伝え育み、誰もが笑顔でいきいきくらすまち

基本目標3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

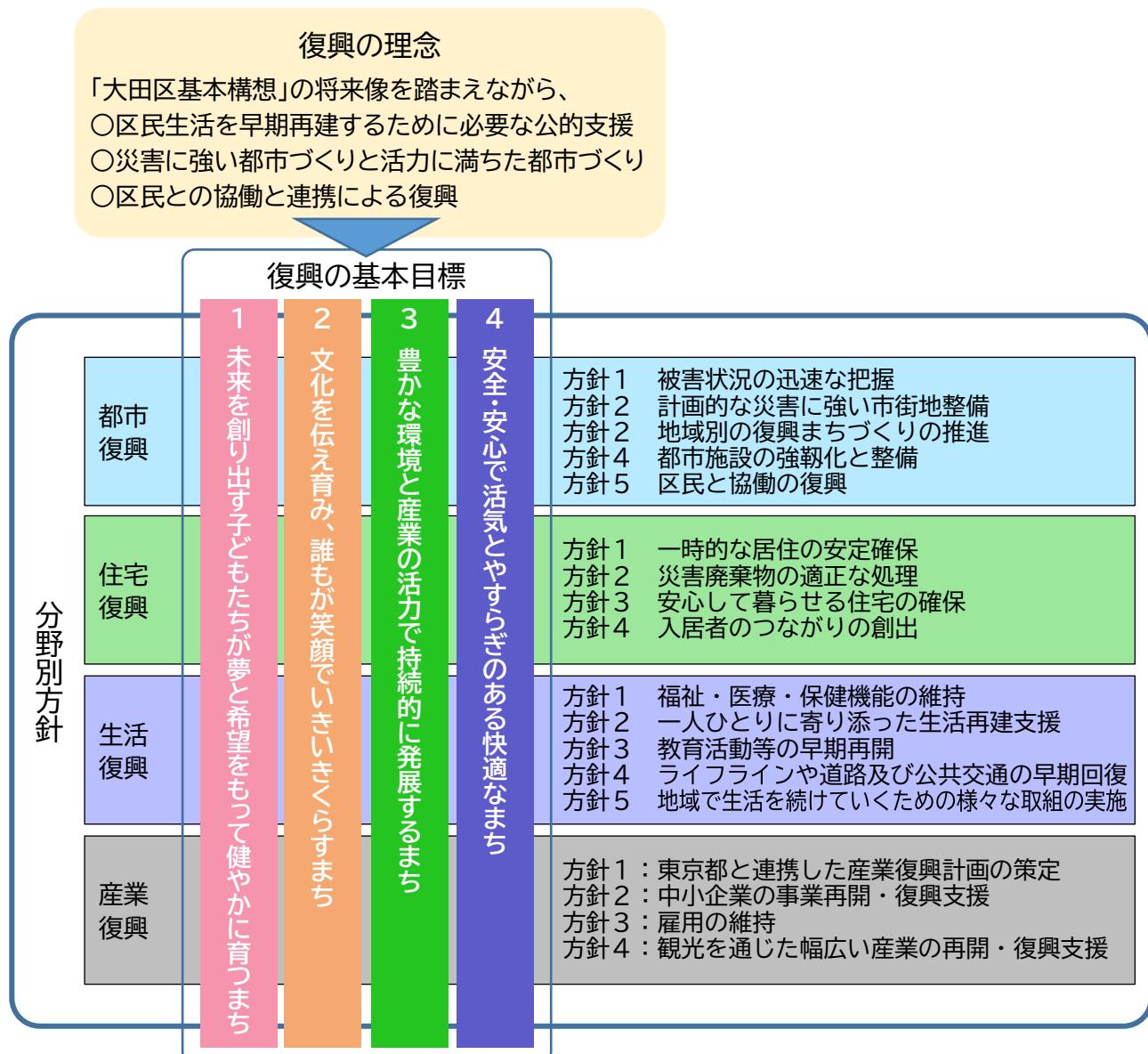
基本目標4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

第4章 基本的な考え方

復興の基本目標を具体的に実現していくため、地震や風水害、大規模事故、火山噴火など、あらゆる大規模災害に共通して必要となる復興の基本的な取り組みの方向性を、4つの分野（都市復興、住宅復興、生活復興、産業復興）について示します。

なお、災害の種別や被害の程度により、具体的な復興の進め方や優先順位は大きく変化することが想定されます。そのため、本ビジョンで定める方針は、発災後の復興方針・復興計画の策定にあたり、実際の被害状況に応じて柔軟に活用される上位の指針と位置づけます。

◆災害復興方針の体系



第5章 分野別方針

復興の目標を効果的に実現するため、災害復興本部体制のもと、4つの分野（都市復興、住宅復興、生活復興、産業復興）を緊密に連携させ、以下に示す分野別方針に基づき、総合的に復興を推進します。

1 都市復興

地域の被害状況に応じて都市基盤の向上を図るとともに、地域住民との協働により被災を繰り返さない良好な市街地の形成を図ります。

方針1 被害状況の迅速な把握

計画的な復興を進めるための基礎となる建物や道路等の都市基盤に関する被害状況について、東京都と連携して速やかに把握します。

方針2 計画的な災害に強い市街地整備

被害状況や地域の特性、既定計画における位置付け等を踏まえて市街地復興の対象区域を設定し、都市復興に関する基本的な方針を示します。

再び同じような被害を受けない災害に強い市街地の形成を図るため、大田区全体の復興まちづくり計画を策定します。

方針3 地域別の復興まちづくりの推進

主に被害が大きな地区では必要な建築制限を行います。その上で、延焼火災が発生した地域や延焼リスクの高い地域における燃えにくいまちづくり、及び浸水した地域や浸水リスクの高い地域における水害に備えた高台まちづくりを検討する等、地域別の復興まちづくりを推進します。

なお、復興まちづくりの実現には時間を要することから、時限的市街地※の設置についても検討します。

※時限的市街地とは、被災地のうち市街地復興の対象区域において、本格的な復興まで、区域内の権利者の生活を支える場として、被災宅地等を活用し、周辺との連携も考慮して、仮設により住宅、店舗、事務所、集会所、被災者支援拠点等の確保や残存する建築物等によって構成される市街地です。

方針4 都市施設の強靭化と整備

ライフライン（電気、水道、ガス、通信等）の早期確保と設備の防災対策の強化を図ります。また、避難や災害時の活動に必要な機能を維持できるよう、避難路や物資運搬路、避難所となる公園等の都市施設の強靭化を計画的に推進します。

方針5 区民と協働の復興

地域の特性を活かした住み続けられるまちを形成するため、地域住民等との協働による復興まちづくりを進めます。

2 住宅復興

応急的な住宅の確保を最優先に、被災者の早急な生活再建を支援します。あわせて、恒久的な住まいは自力再建支援を基本に確保し、応急・恒久双方でのコミュニティ形成支援により、持続可能な居住環境の創出を図ります。

方針1 一時的な居住の安定確保

家屋の被害状況を踏まえて必要量を想定し、東京都と連携して居住可能な住宅の修理や民間賃貸住宅の借上げ、建設型応急住宅等により、応急的な住宅等の確保を図ります。

方針2 災害廃棄物の速やかな処理

倒壊建物の解体・撤去の申請の受付や仮置き場の確保、中間処理・再利用・最終処分など災害廃棄物を速やかな処理を進めます。

方針3 安心して暮らせる住宅の確保

被災者のニーズや将来の人口動向等を踏まえて住宅復興計画を策定し、自力再建の支援を基本として、専門家等と連携しながら、マンション等の建替えや補修、一人ひとりに寄り添った住宅再建の支援、復興公営住宅の整備等、恒久的な住宅の確保を図ります。

方針4：入居者のつながりの創出

避難所生活から生じる相互のつながりを継続・発展させつつ、建設型・賃貸型応急住宅や災害公営住宅での新たなコミュニティ形成を支援し、これまでの地域コミュニティとの調和を図ることで、（被災者の生活再建を支え、）持続可能な居住環境と強固な人間関係の基盤を創出します。

3 生活復興

被災者のくらしを震災前の状態に一日も早く戻し、その安定を図るため、福祉、医療、教育、及び、道路・交通機能の早期回復を総合的に展開します。あわせて、地域での安全・衛生環境を確保し、被災者の一人ひとりに寄り添った継続的な生活再建支援に取り組みます。

方針1 福祉・医療・保健機能の維持

被災者生活実態調査等の調査を踏まえ、福祉施設や医療機関等の施設機能の早期回復と災害救助法に基づく支援を迅速に進めます。また、福祉サービスの継続及び感染症対策等を含む保健衛生の確保に取り組み、被災者の健康及び生活安定を図ります。

方針2 一人ひとりに寄り添った生活再建支援

被災者の一人ひとりの状況を把握し、生活にかかる多様な課題に対して、専門的な

能力をもつ関係者と連携して対応することで、被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスを継続的に支援していきます。

方針3 教育活動等の早期再開

区立学校については、施設の安全を確保し、児童・生徒の状況を把握して災害救助法に基づく支援を進め、学校生活への復帰を支援しながら授業を再開します。私立専修学校・各種学校については再建状況を踏まえ、支援策を検討します。

文化・社会教育施設は被害状況を踏まえて復旧方法や優先順位を検討して再建を進めるほか、収蔵品の適切な管理や文化財の復旧・復興を支援します。

方針4 交通機能の早期回復と広域連携

道路の機能回復とともに、地域内・地域間の移動手段確保のため、事業者等と連携して交通機能の早期回復を図ります。また、国及び東京都と連携して、広域的な復興支援活動の円滑化に向け、羽田空港へのアクセス機能早期回復を図ります。

方針5 生活基盤の機能維持と行政サービスの継続

防犯パトロール等による防犯活動や、ごみの適切な処理体制整備と運搬、り災証明書の発行といった生活機能の維持を図ります。

4 産業復興

産業の早期再開に向けた迅速な支援を実施するとともに、復興を通じて産業基盤の強靭化と魅力の向上を図り、将来的な更なる発展を目指します。

方針1 東京都と連携した産業復興計画の策定

東京都が策定する産業復興計画で示される産業振興の方向性や、合わせて検討される産業活動の活性化策や支援措置に対して、被害・復旧状況を踏まえて調整を図ります。

方針2 中小企業の事業再開・復興支援

中小企業の速やかな事業再開・復興支援を図るため、東京都と連携して被害・復旧状況を把握し、再建までの一時的な事業スペースの確保や金融支援、新たな支援制度の検討・創設を進めます。

方針3 雇用の維持

東京都と連携して雇用状況を把握し、必要に応じて支援策の立案・実施や周知を行い雇用の維持を図るほか、臨時職員※の採用の検討や職業訓練施設の入校者募集により離職者の円滑な再就職の促進を図ります。

※臨時職員とは、復興事業への対応、被災離職者の雇用機会確保等、震災発生に起因する事情で雇用する必要が生じた会計年度任用職員の職をさす。

方針4 観光を通じた幅広い産業の再開・復興支援

観光に係る幅広い業種の活性化を図るため、東京都と連携して被害・復旧状況を把握し、新たな支援策の立案・実施を行います。また、キャンペーン等の情報発信により都市イメージを回復し、観光客等の誘致へつなげることで復興の促進を図ります。

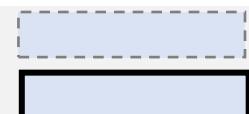
■ 令和8年度 組織改正について

▶ 基本的な考え方

副区長通知「令和8年度 予算編成、組織・職員定数の基本方針について」に基づき、基本計画・実施計画の推進に向けて効果的で持続可能な組織を整備する。

- ✓ 基本計画・実施計画を、より効果的に推進することができる組織
- ✓ 意思決定の効率化や柔軟で機動的な執行体制など、より一層の持続可能な自治体経営を実施できる効率的な組織

▶ 組織改正の見方



=廃止

=新設

※ 記載のない組織については改正を行わない。
※ 組織改正の概要を下部で説明し、該当組織及び指揮命令系統は上部の図で示す。

▶ 組織改正について

▶ 令和8年4月1日付け 組織改正

- | | |
|-----|--------------|
| P 2 | … 企画経営部 |
| P 3 | … 地域未来創造部 |
| P 4 | … 産業経済部 |
| P 5 | … 福祉部、こども未来部 |
| P 6 | … まちづくり推進部 |
| P 7 | … 教育総務部 |

▶ こども未来総合センター条例施行日付け 組織改正

- | | |
|-----|----------|
| P 8 | … こども未来部 |
|-----|----------|

■ 企画経営部

▶ 現行



▶ 改正後

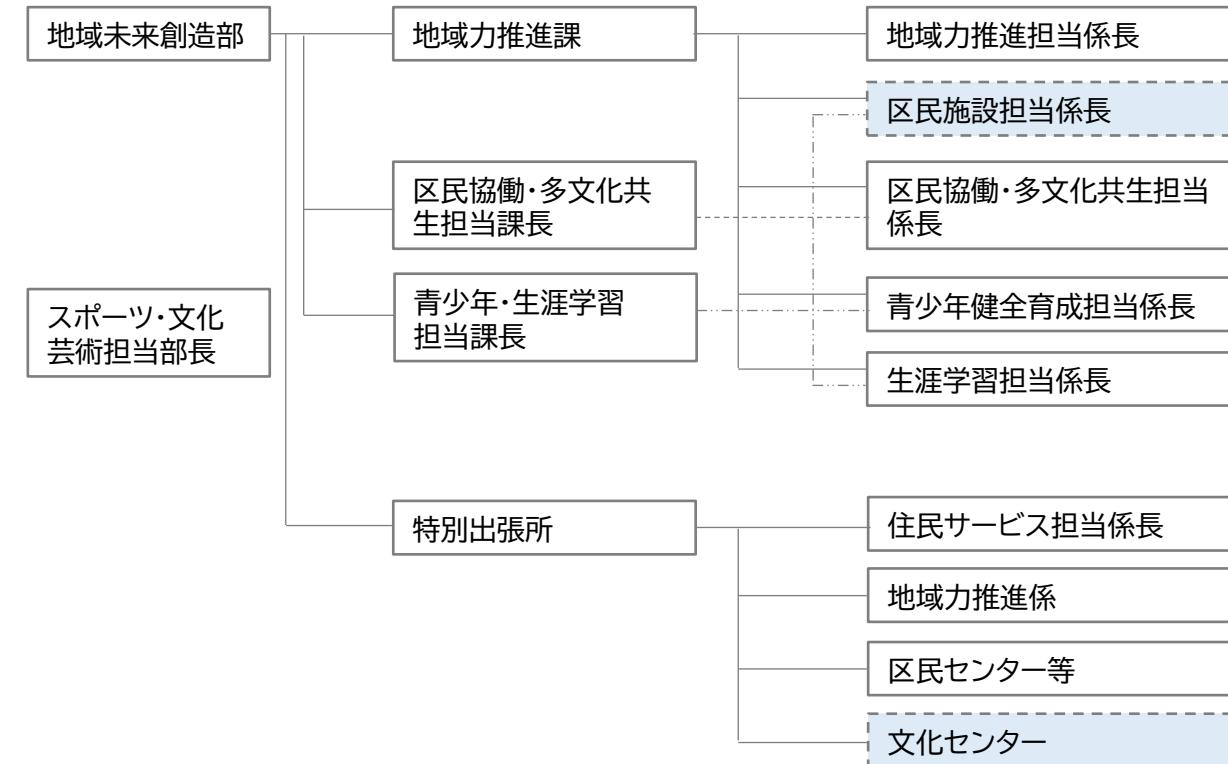


● 「SDGs未来都市推進担当課長」の廃止

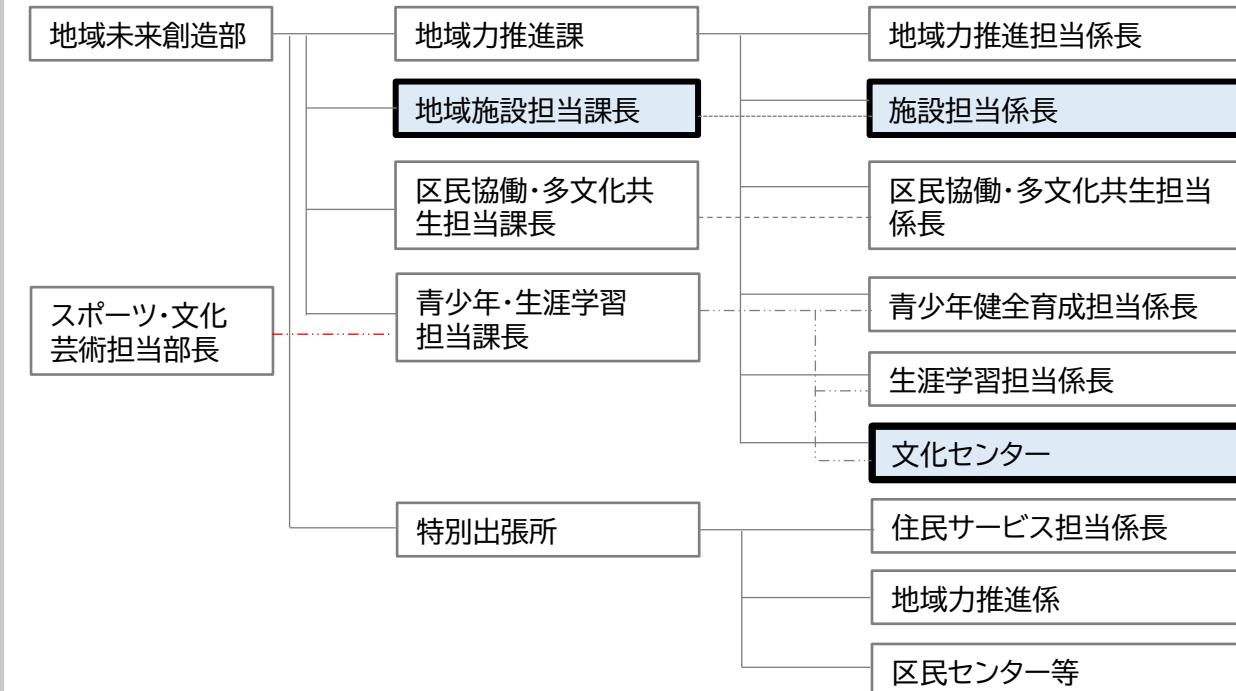
◆ 基本計画・実施計画等をより総合的に推進するため、企画課長がSDGs及び公民連携について一体的に分掌することとし、「SDGs未来都市推進担当課長」を廃止する。

■ 地域未来創造部

▶ 現行



▶ 改正後



(1) 「地域施設担当課長」及び「施設担当係長」の新設

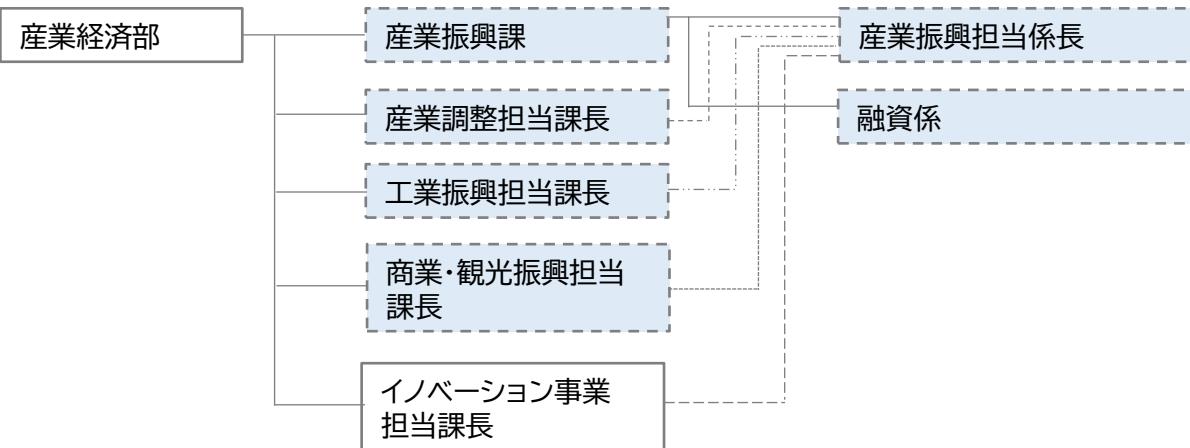
- ◆ 老朽化した施設への対応にあたって、地域の状況や行政需要に応じた複合化の検討や大規模工事の調整を行うとともに、施設の機能整理を踏まえた適正配置などを効果的・効率的に行う体制とするため、「地域力推進課」の事務のうち、“地域未来創造部が所管する施設の整備、大規模改修等”を分掌する「地域施設担当課長」を新設する。
- ◆ 当該事務を分掌するため、「施設担当係長」を新設し、「区民施設担当係長」を廃止する。

(2) 「文化センター」の移管等

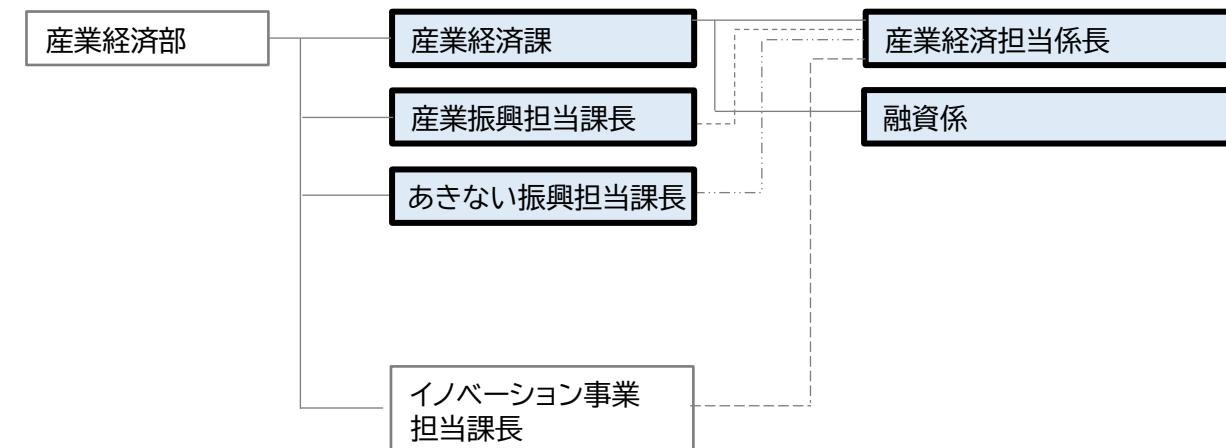
- ◆ 区民の文化活動及び地域活動の促進を図り、身近な生涯学習の場としてさらに活用することで生涯学習施策を一層推進するため、「文化センター」を「特別出張所」から「青少年・生涯学習担当課長」に移管する。
- ◆ 「スポーツ・文化芸術担当部長」は“スポーツ推進及び文化芸術推進に関する事務”的ほか、青少年期から高齢期までスポーツや文化活動など地域住民の主体的に多様な学びや活動を支える生涯学習施策を一体的に推進するため、“青少年・生涯学習に関する事務”を分掌する。

■ 産業経済部

▶ 現行



▶ 改正後

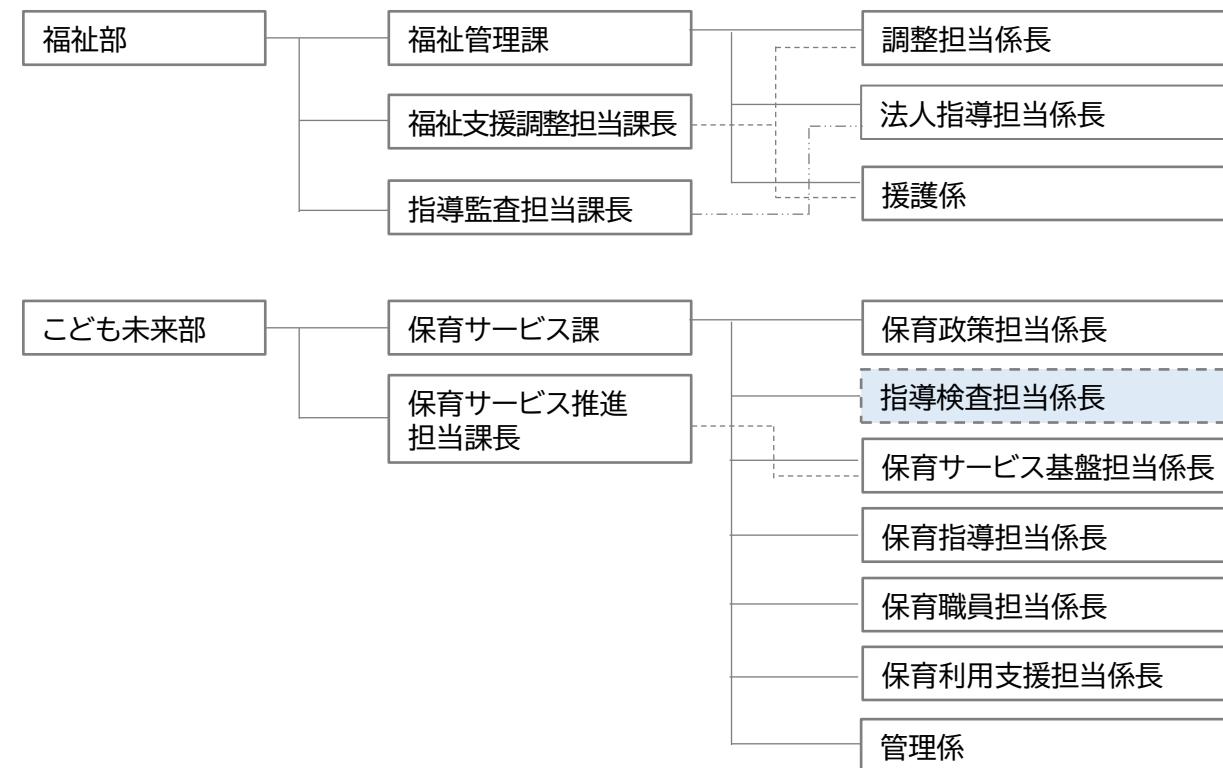


● 産業経済に関する事務の体制見直しに伴う課、係等の新設

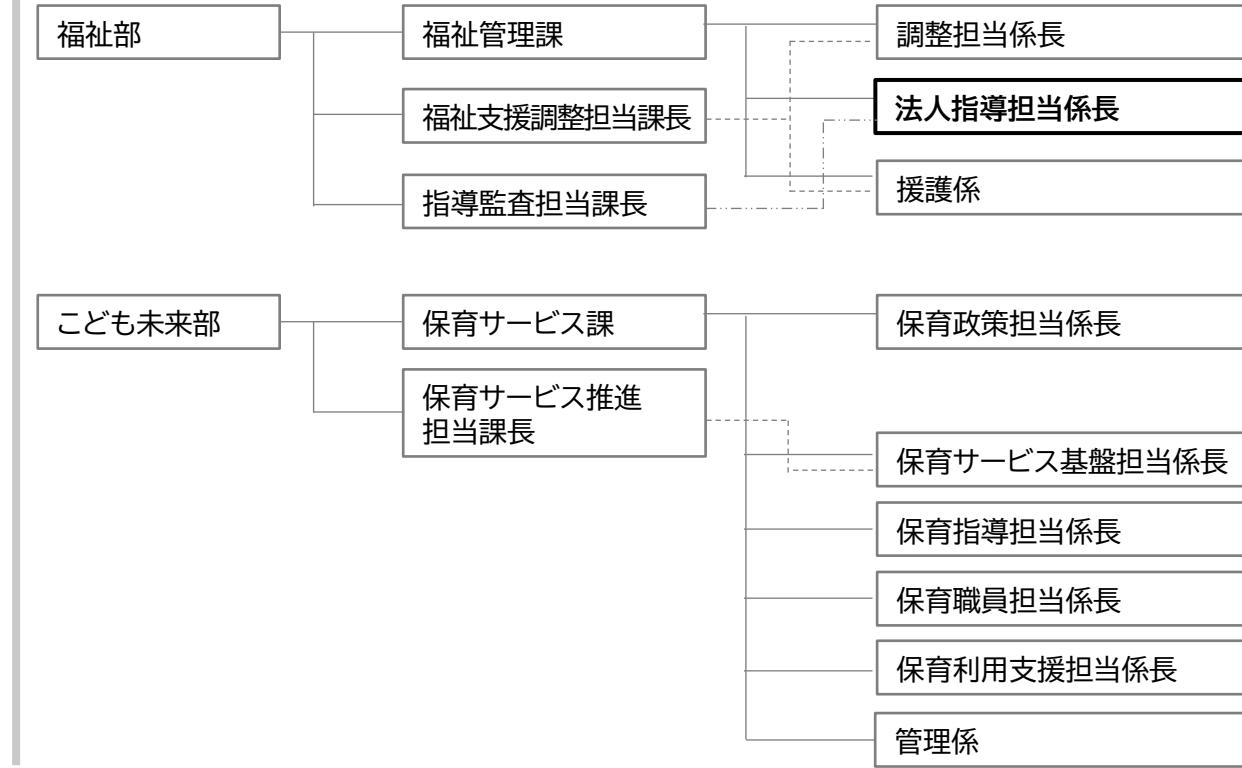
- ◆ 地域の多様な産業の経済活動について、効果的な施策を展開する体制とするため、「産業経済課」、「産業振興担当課長」、「あきない振興担当課長」を新設し、「産業振興課」、「産業調整担当課長」、「工業振興担当課長」、「商業・観光振興担当課長」を廃止する。
- ◆ 「産業経済課」は、「産業振興課」の事務を引継ぐ。
- ◆ 「産業振興担当課長」は、「産業調整担当課長」及び「工業振興担当課長」の事務を引継ぎ、工業をはじめとする様々な産業について、一元的に所掌することで効果的な施策を展開する。
- ◆ 「あきない振興担当課長」は、「商業・観光振興担当課長」のうち、商業に関する事務を引継ぎ、商業や農業など地域社会や地域生活と密接な関わりのある産業の活性化にむけた取組を推進し、地域経済の活性化を図る。なお、「商業・観光振興担当課長」のうち、観光に関する事務は産業経済課長が分掌し、観光の視点も含めた多様な産業の情報発信を推進する。
- ◆ 課の事務を分掌するため、「産業経済担当係長」及び「融資係」を新設する。

■ 福祉部、こども未来部

▶ 現行



▶ 改正後



● “保育施設の指導検査事務”の移管に伴う、「保育サービス課 指導検査担当係長」の廃止

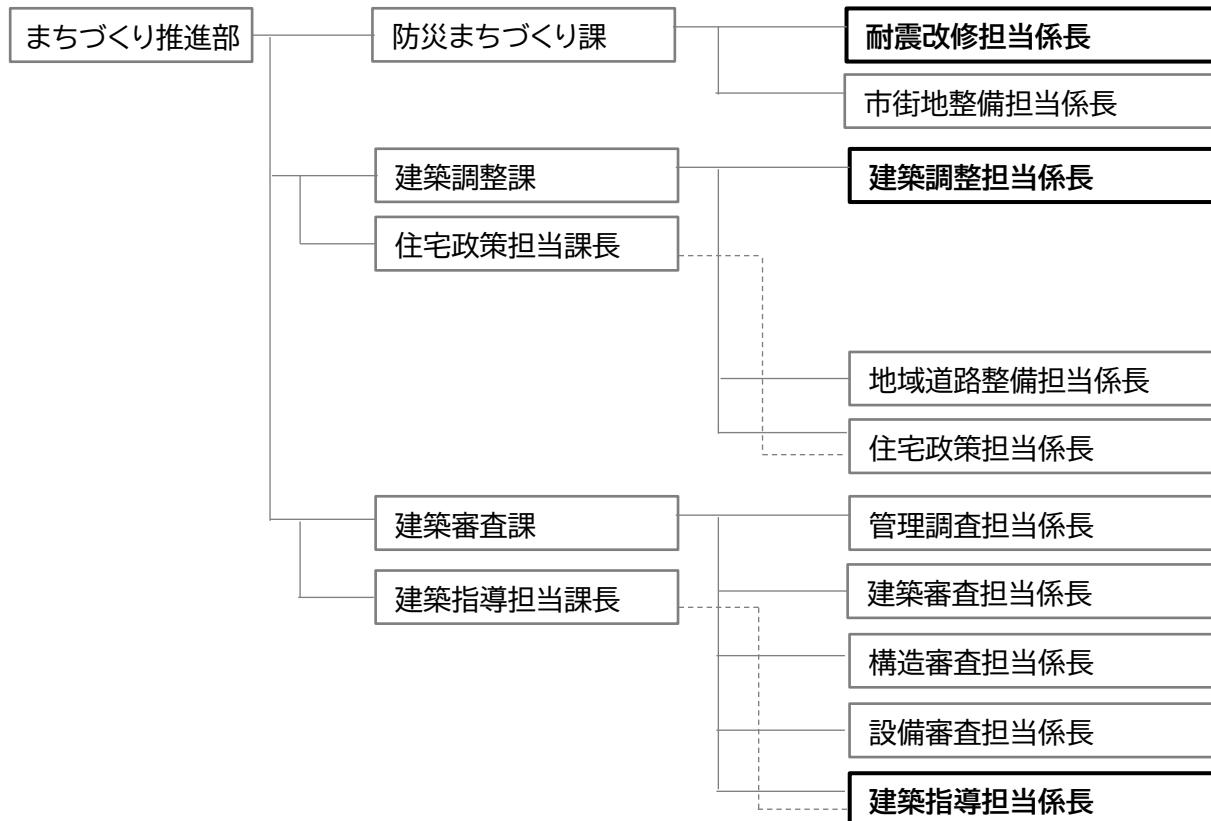
- ◆ サービス利用者の人権・人格の尊重や虐待防止、給付の適正化などの専門性を高めるとともに、サービス事業者に対する指導検査体制を強化し、各サービスに応じた公正かつ効果的・効率的な指導検査を行い、サービス水準の向上を図るため、「保育サービス課 指導検査担当係長」の事務を「福祉管理課 法人指導担当係長」に移管する。
- ◆ これに伴い、「保育サービス課 指導検査担当係長」を廃止する。

■ まちづくり推進部

▶ 現行



▶ 改正後

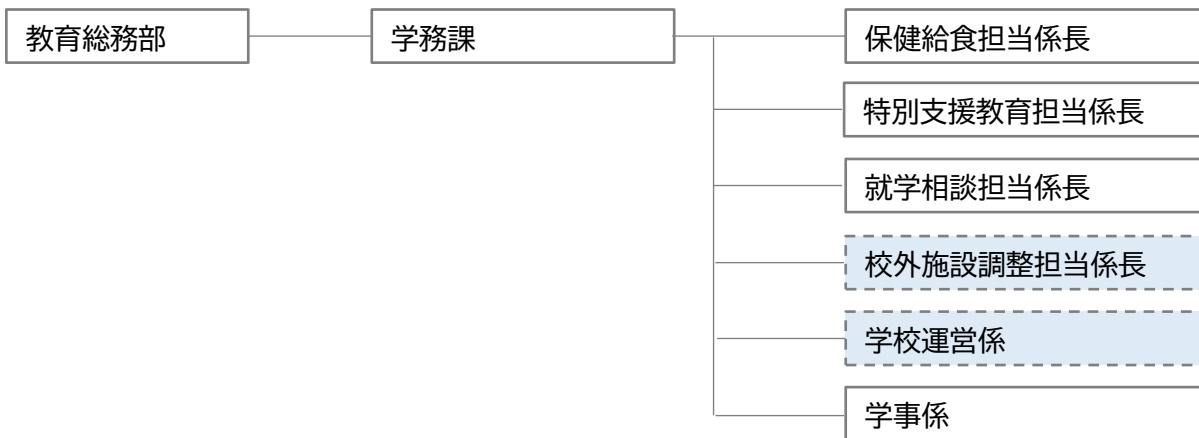


● 建築に関する事務の体制見直しに伴う、「建築調整課 建築相談担当係長」及び「建築調整課 監察担当係長」の廃止

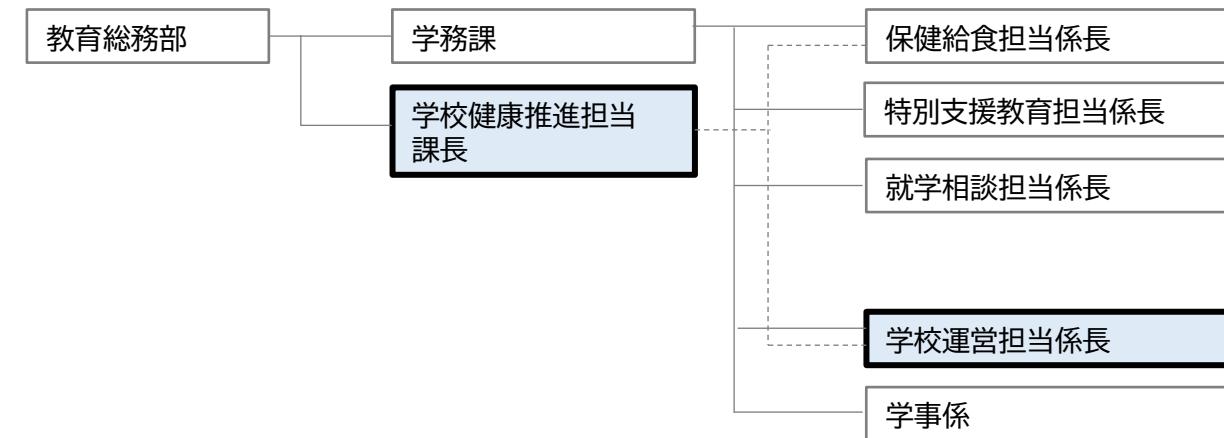
- ◆ 建築に関する事務の所管を整理し効果的・効率的に進める体制とするため、「建築調整課 建築相談担当係長」及び「建築調整課 監察担当係長」の事務について、“相談・調整事務”を「建築調整課 建築調整担当係長」へ、“監察・指導事務”を「建築審査課 建築指導担当係長」へ、“アスベスト分析調査費助成”を「防災まちづくり課 耐震改修担当係長」へ移管する。
- ◆ これに伴い「建築調整課 建築相談担当係長」及び「建築調整課 監察担当係長」を廃止する。

■ 教育総務部

▶ 現行



▶ 改正後



(1)「学校健康推進担当課長」の新設

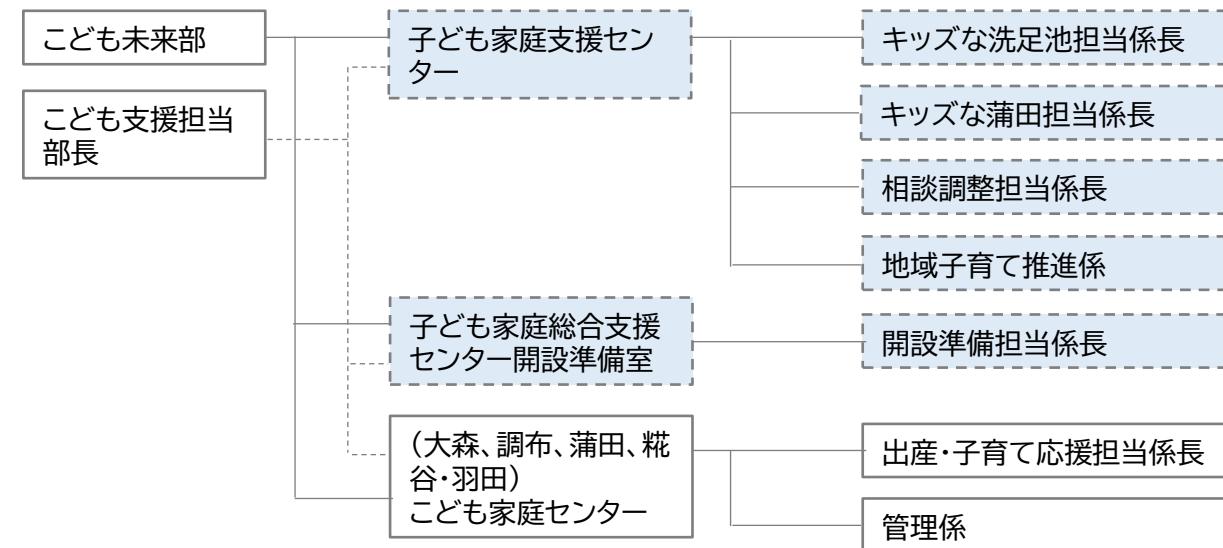
- ◆ 児童・生徒が健やかで健康の増進を図ることができるよう、生活習慣病予防や食育の推進など保健給食分野の取組を強化するとともに、透明性の確保と効率的な事務処理に向け、給食費をはじめとする学校徴収金の公会計化を進めるため、「学務課」の事務のうち“保健給食事務”や“学校徴収金公会計化にむけた事務”を分掌する「学校健康推進担当課長」を新設する。

(2)「校外施設調整担当係長」及び「学校運営係」の統合による「学校運営担当係長」の新設

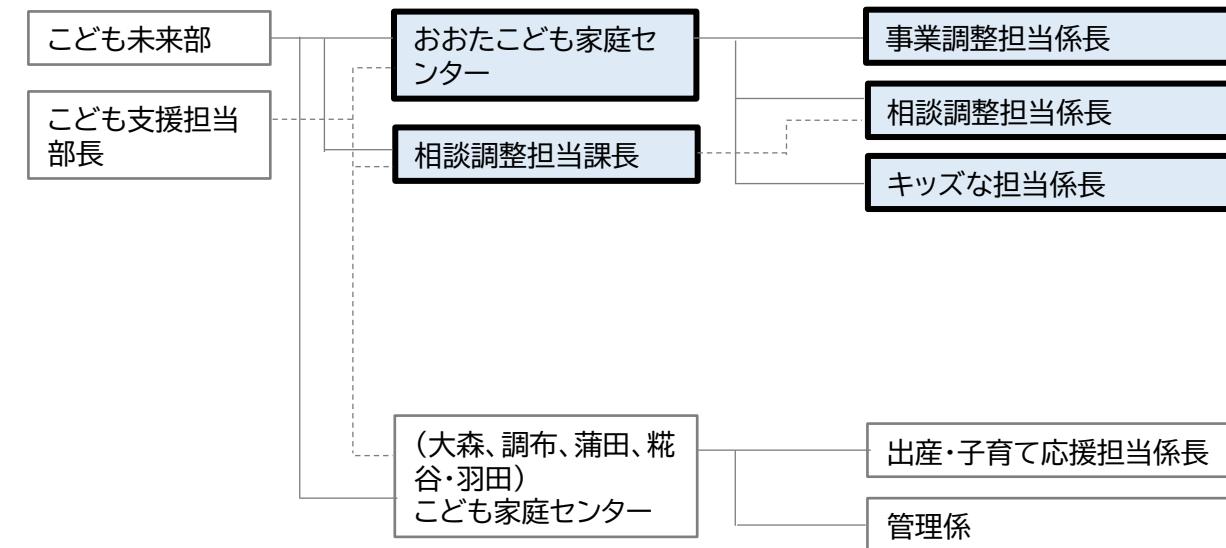
- ◆ 校外施設の運営調整を学校運営として一体的かつ効果的に進めるとともに、学校運営に関する課題について、より柔軟に対応できる体制を構築するため、「校外施設調整担当係長」及び「学校運営係」を統合し、「学校運営担当係長」を新設する。

■ こども未来部

▶ 現行



▶ 改正後



● こども未来センター開設に併せた児童相談支援体制の見直しに伴う課、係等の新設

- ◆ こども未来センター開設に併せ、都区連携の強化と児童虐待の重篤化予防・再発予防の強化を図るため、児童相談支援体制を見直し、「おおたこども家庭センター」及び「相談調整担当課長」を新設し、「子ども家庭支援センター」とび「子ども家庭総合支援センター開設準備室」を廃止する。
- ◆ 「おおたこども家庭センター」は、5つめのこども家庭センターとして「子ども家庭支援センター」の事務を引継ぐとともに、児童虐待に関する通告・相談の都区合同受付など都区連携の強化や、4つの地域こども家庭センターとの連携強化などを図ることで、切れ目のない包括的な支援体制を構築する。
- ◆ 「相談調整担当課長」は「おおたこども家庭センター」の事務のうち、“要支援児等への個別支援”を分掌し、通告や相談に関する迅速な対応や、関係機関との緊密な連携による支援内容の充実など、個別ケースに対する相談支援体制を強化する。
- ◆ センターの事務を分掌するため、「事業調整担当係長」、「相談調整担当係長」及び「キッズな担当係長」を新設する。

総務財政委員会
令和7年12月15日
総務部 資料1番
所管 総務課

第二次大田区再犯防止推進計画（素案）の策定及び 区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施について

1 計画の目的

「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく地方再犯防止推進計画として、令和3年3月に現行の「大田区再犯防止推進計画」を策定し、令和7年度をもって期間満了を迎える。現行の計画の再犯防止に係る取組を更に推進し、安全で安心して暮せる地域社会の実現に向けて、次期計画となる「第二次大田区再犯防止推進計画」を策定する。

2 計画の素案

第二次大田区再犯防止推進計画（素案）

3 計画の期間

令和8年4月から令和13年3月までの5年間

4 区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施概要

（1）実施期間

令和7年12月24日（水）から令和8年1月13日（火）まで

（2）対象

区内に在住・在勤・在学の方、その他計画に関係を有する方

（3）閲覧方法及び閲覧場所

区ホームページに掲載

閲覧場所：総務課、更生保護サポートセンター（北蒲広場内）、

区政情報コーナー、各特別出張所、各地域福祉課

（4）意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子申請、提出先への持参

（5）意見の提出先

総務課

5 今後のスケジュール

パブリックコメント実施後、令和8年3月策定（予定）

第二次大田区再犯防止推進計画

令和8年(2026年)4月～令和13年(2031年)3月

<素案>

挨拶関係

大田区長挨拶掲載予定

大田区保護司会会长挨拶掲載予定

目次

第1章 第二次大田区再犯防止推進計画について	1
第2章 大田区を取り巻く状況	3
1 再犯者に関する状況	3
2 就労に関する状況	6
3 更生保護活動に関する状況	7
第3章 重点課題とその取組	10
1 就労・住居の確保等	13
(1) 就労と住居確保に向けた相談・支援の充実を図ります	13
(2) “犯罪をした者等”を雇用する企業を開拓・確保します	14
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	15
(1) 関係機関・団体、民間協力者との連携・協働の下、適切な保健医療・福祉サービスを提供します	15
(2) 薬物乱用防止や薬物依存からの回復に関する普及・啓発活動を促進します	16
3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等（SNS等ネットワーク利用犯罪などに関わらない取組を含む）	17
(1) 児童・生徒等の非行防止や安全意識の向上に取り組みます	17
(2) 児童・生徒等がネットワーク利用犯罪に関わらない取組を進めます	17
(3) 児童・生徒等の学習支援や生活環境を支援します	18
4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進	20
(1) 区内更生保護団体の活動を支援します	20
(2) 関係機関・民間協力者と連携し、広報・啓発活動を強化します	21
5 地域における見守り・支援の強化による包摶の推進	23
(1) 地域のネットワークを活かした見守りや支援を行い、区民が安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます	23
(2) 犯罪を未然に防止し、安全安心なまちづくりを進めます	24
第4章 計画の推進体制	26

第1章 第二次大田区再犯防止推進計画について

1 計画策定の背景

全国における刑法犯の検挙人員は、平成 13 年から増加し続け、16 年には 38 万 9,297 人を記録しましたが、17 年から減少に転じ、25 年から令和4年までは毎年戦後最少を更新したもの、令和5年は増加に転じています。令和5年の検挙人員は 18 万 3,269 人でした。

一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成 18 年をピークに漸減していましたが、令和5年は前年より増加し、8 万 6,099 人でした。他方、初犯者の人員は平成 16 年をピークに減少し続けていましたが、令和 5 年は増加しました。再犯者率は再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けたこともあり、平成 9 年以降上昇傾向にありました。令和3年からは 3 年連続で低下し、令和5年には 47.0% となっています。いずれにしても、検挙された者の半数近くが再犯者という状況です。

国民が安全・安心に暮らすことができる社会を実現する観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が広く認識されるようになり、国は平成 29 年に第一次再犯防止推進計画を策定しました。しかし、再犯者率が高止まりしていることを受け、第一次計画による取組を検証し、今後の課題を整理。その課題解決に向け、国・地方公共団体・民間協力者等が連携を深め、再犯防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくために、新たな第二次再犯防止推進計画が令和 5 年に策定されました。

大田区においては、検挙人員や再犯者数、再犯者率について、全国の傾向と同じ推移を辿っており、令和5年の再犯者率は 46.4% と依然として高止まりしている状況です。大田区ではこれらの状況を踏まえ、計画期間満了に伴い、引き続き再犯防止の推進を図るために、区の現状と課題を踏まえ、大田区第二次再犯防止推進計画を策定します。

[国及び東京都の動き]

平成 28 年 12 月 再犯の防止等の推進に関する法律

(平成 28 年法律第 104 号。以下、「再犯防止推進法」という。)成立、施行

平成 29 年 12 月 再犯防止推進計画 閣議決定

令和元年 7 月 東京都再犯防止推進計画 策定

令和5年 3月 第二次再犯防止推進計画 閣議決定

令和6年 3月 第二次東京都再犯防止推進計画 策定

2 計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として、国の第二次再犯防止推進計画や東京都の第二次再犯防止推進計画を勘案して策定します。

再犯防止推進法第8条第1項

『都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。』

3 計画策定の意義

この計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める“犯罪をした者等”で、犯罪をした者または非行少年(非行少年であった者を含む)のことと言います。

“犯罪をした者等”の中には、生活困窮や嗜癖(しへき)・疾病、厳しい生育環境等の背景から、様々な生きづらさを抱えた方が少なくありません。一人ひとりの課題に対応し、その立ち直りを支援するためには、刑事司法関係機関の取組だけでは限界があります。社会復帰後、地域社会で孤立することなく安定した生活を送るには、就労、住居、保健医療、福祉、非行防止等に関する息の長い支援策を提供する基礎自治体が重要な役割を担っています。

この計画は、地域の中で“犯罪をした者等”的立直りを支援する多岐にわたる取組を、再犯防止対策や更生保護に取り組む関係機関・団体や保護司をはじめ民間ボランティアとともに、総合的に推進していく必要があります。

4 計画期間

計画期間は、令和8年(2026年)4月から令和13年(2031年)3月までの5年間とします。

第2章 大田区を取り巻く状況

1 再犯者に関する状況

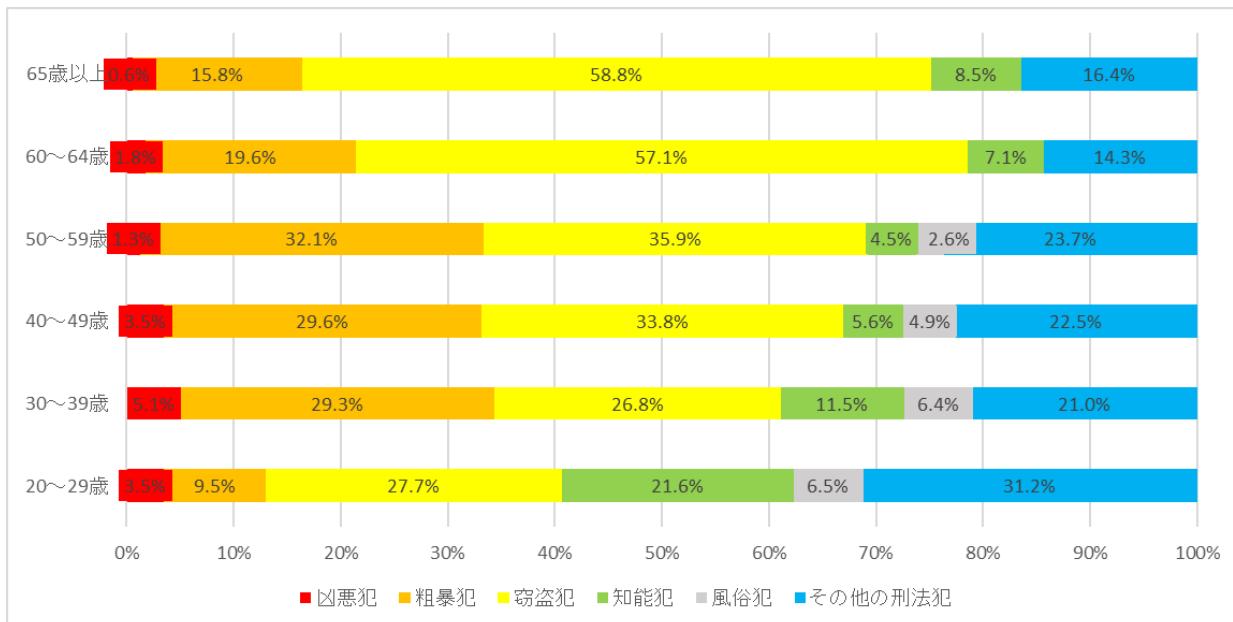
(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数(大田区)及び再犯者率(大田区・東京都・全国)の推移



大田区の刑法犯検挙人員は減少傾向でしたが、令和4年からは増加傾向にあります。再犯者数は令和4年に増加しましたが、減少傾向です。再犯者率については50%近くを推移しており、検挙された者の半数近くが再犯者であるという状況は、全国や東京都の傾向と同様です。

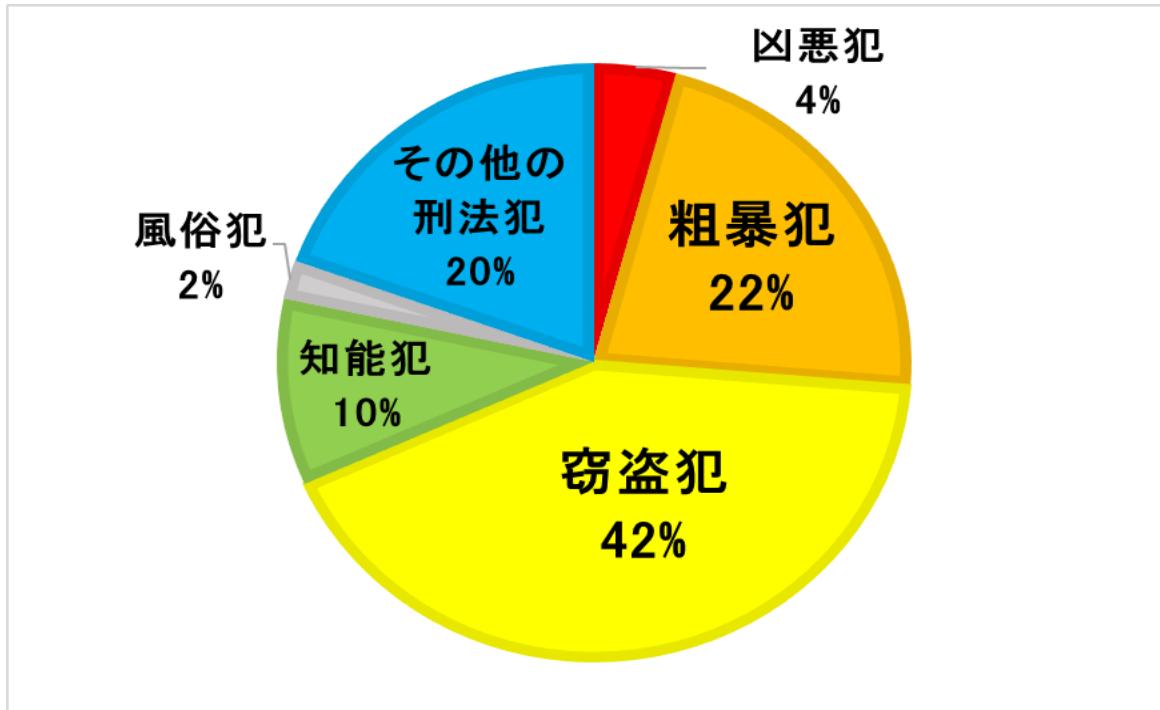
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
大田区の検挙人員	1,050人	933人	926人	808人	861人	919人
大田区の再犯者数	501人	466人	460人	420人	442人	426人
大田区の再犯者率	47.7%	49.9%	49.7%	52.0%	51.3%	46.4%
東京都の再犯者率	48.1%	49.2%	49.4%	50.2%	51.0%	49.5%
全国の再犯者率	48.8%	48.8%	49.1%	48.6%	47.9%	47.0%

(2) 大田区の年代別・罪名別 刑法犯検挙人員の割合(令和5年)



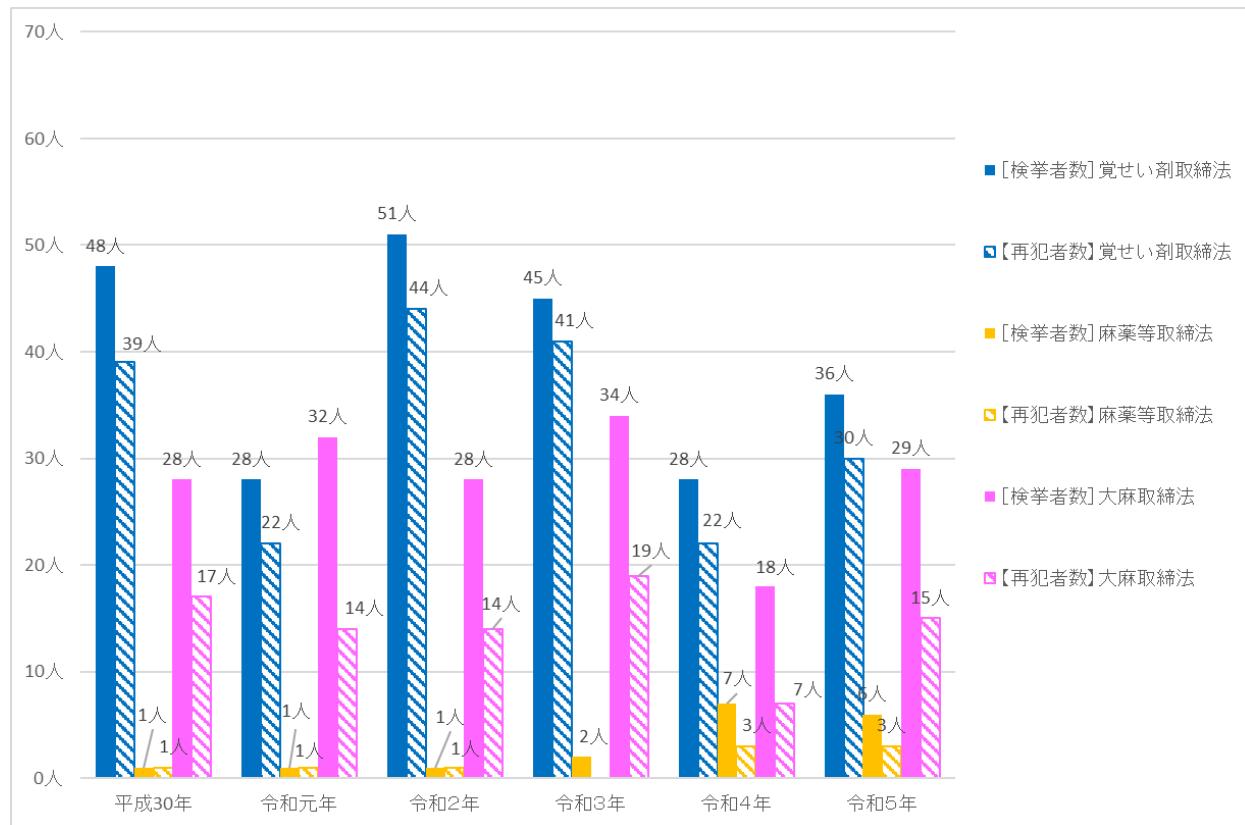
刑法犯の検挙人員を年代別に罪名を見ると、60歳以上で窃盗犯の割合が大きくなっています。6割に迫る状況となっています。窃盗犯の割合はどの世代にも共通して割合が大きい。また、若い世代では「知能犯」や「粗暴犯」の割合が他の世代に比べ大きい特徴があります。

(3) 大田区の刑法犯罪名別再犯者数の割合(令和5年)



大田区の刑法犯罪名別の再犯者の割合は、刑法犯検挙人員と同様に、「窃盗犯」が42%と半数に迫っています。次に粗暴犯、知能犯と続く形となっております。

(4) 大田区の薬物事犯 罪名別 検挙人員及び再犯者数の推移

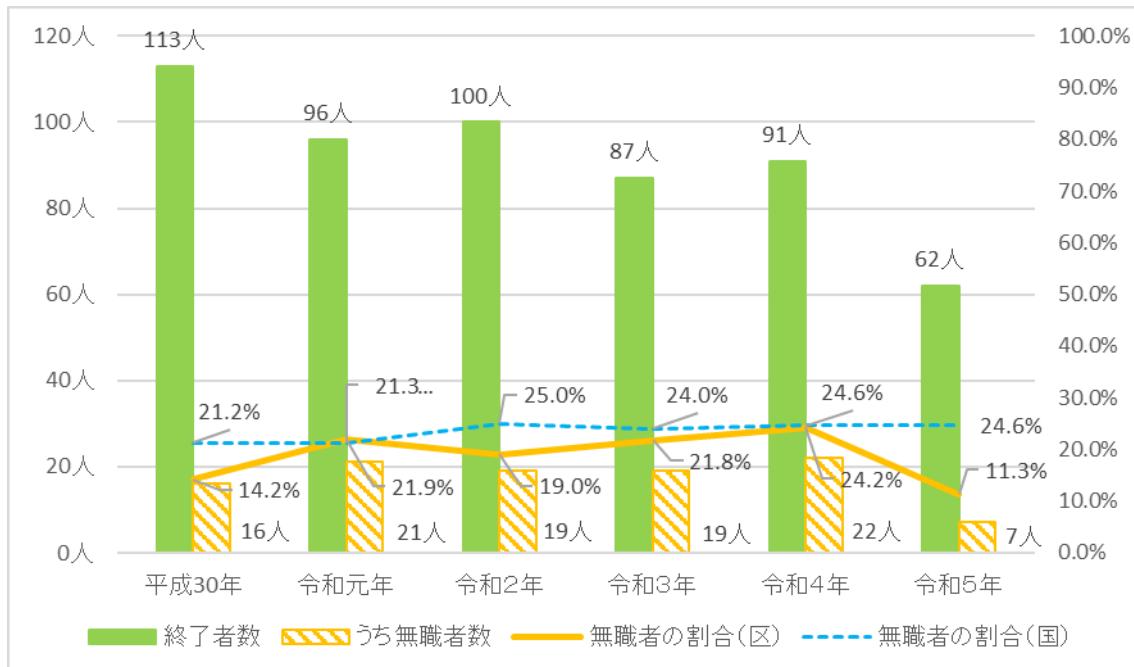


大田区の薬物事犯の検挙人員は令和元年まで漸減していましたが、令和2年以降は令和4年を除き、前年と比較し増加しています。再犯者数も同様の傾向となっております。また、薬物事犯の再犯者率は刑法犯と比較すると高く、おおむね60%から70%台で推移しており、特に覚せい剤取締法違反の再犯者率は80%前後となっています。

また全国的には、近年覚せい剤取締法の検挙者数が減少する一方、若年者を中心に大麻取締法の検挙者数が急増しており、大田区においても、特に20歳から29歳未満の世代を中心に大麻取締法の検挙者数が増加しており問題となっています。

2 就労に関する状況

(1) 大田区の保護観察終了人員及びそのうち無職である者の数・割合の推移



保護観察終了時に無職である者の数は、全国的に近年減少傾向にあり、令和5年は5,079人でした。その割合は、保護観察終了者数自体が減少していることもあります、ほぼ横ばいで推移し、令和5年は25.1%でした。大田区においても、保護観察終了者は減少傾向にあり、保護観察終了時に無職である者の数は6年間の平均で約18.8%となっています。

(2) 大田区内の協力雇用主の登録数、協力雇用主の下への新規就職者数の推移

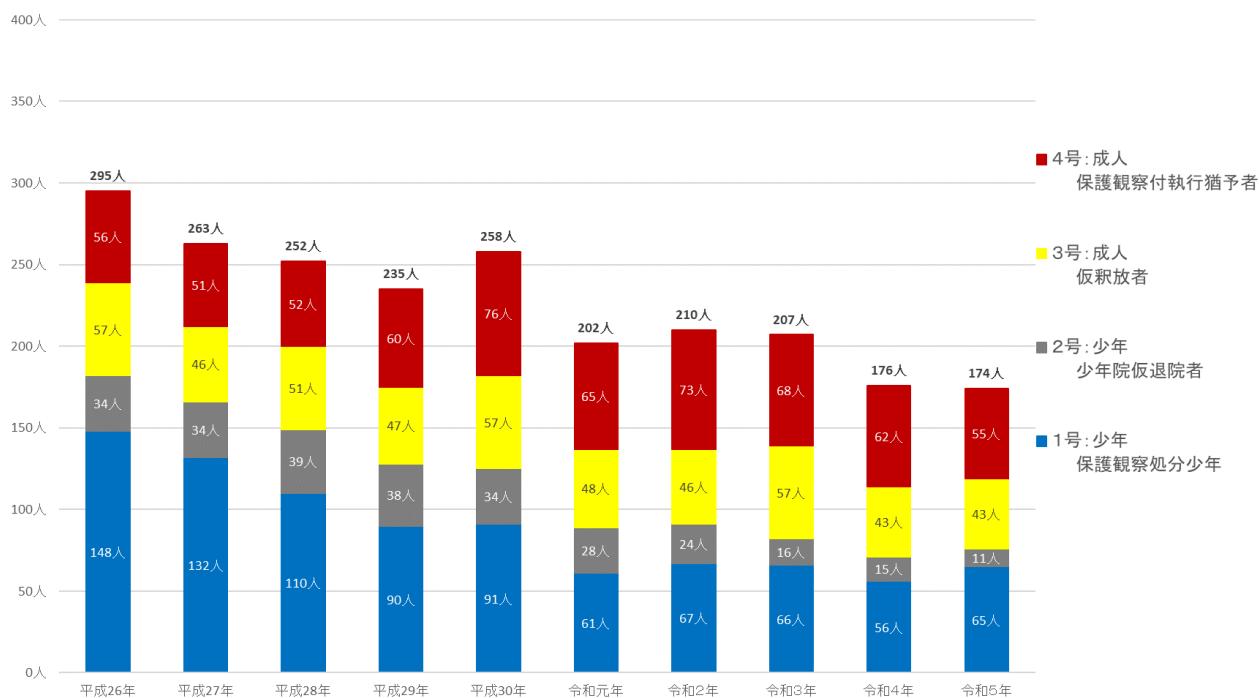
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
協力雇用主の登録数	60社	59社	56社	49社	51社
協力雇用主の下への 新規就職者数	9人	7人	13人	9人	12人

協力雇用主数は、近年全国的に増加傾向にありました。令和5年10月1日現在、2万4,969社であり、前年より減少しました。実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数については、令和元年に1,556社と増加傾向にありました。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年以降は減少傾向になり、令和5年は912社と前年よりも減少しました。また、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数についても、令和元年をピークとして令和2年以降は減少傾向にあり、令和5年は1,287人と前年より減りました。

大田区においても、協力雇用主数は令和2年以降は減少傾向にあり、実際に出所者を雇用している協力雇用主及び雇用されている出所者は、少人数に止まっています。

3 更生保護活動に関する状況

(1) 大田区の保護観察の推移(年間係属)



4号:保護観察付執行猶予者

裁判所で刑の全部または一部の執行を猶予され、保護観察に付された人
(保護観察期間は、執行猶予の期間)

3号:仮釈放者

刑事施設からの仮釈放を許された人
(保護観察期間は、残刑期間)

2号:少年院仮退院者

少年院からの仮退院を許された少年
(保護観察期間は、原則として 20 歳に達するまで)

1号:保護観察処分少年

家庭裁判所で保護観察に付された少年
(保護観察期間は 20 歳まで、または 2 年間)

大田区の保護観察の件数は、平成 13 年の 539 件をピークに半減しています。主な要因は、かつて半数以上を占めていた1号事案が著しく減少してきたためです。平成 13 年には1号事案が 300 件ありましたが、10 年前にはグラフのとおり 148 人と半減、令和 5 年は 65 人となっております。

(2) 保護司数及び保護司充足率

大田区保護司定数 267 人

各年 1 月 1 日現在

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保護司数	222人	208人	207人	213人	215人
充足率	83.1%	77.9%	77.5%	79.8%	80.5%

全国的に保護司数及び保護司充足率は、減少・低下傾向にあり、令和6年 1 月 1 日現在で、それぞれ 4 万 6,584 人、88.7% でした。大田区においては、年によって変化はありますか、5 年間の充足率を平均すると 79.8% となっています。

(3) “社会を明るくする運動”行事参加人数

令和元年 (第69回)	令和2年 (第70回)	令和3年 (第71回)	令和4年 (第72回)	令和5年 (第73回)	令和6年 (第74回)
34,754人	0人	5,389人	9,089人	6,432人	17,619人

全国の“社会を明るくする運動”行事参加人数は令和元年頃までは、300万人前後で推移しておりましたが、令和2年以降は新型コロナウイルス等の感染症拡大により、行事が大幅に制限されたこともあり、減少傾向にありました。令和4年以降は、感染状況を踏まえ、徐々に参加人数は回復傾向にあります。令和6年は大田区で、1万7,619人の参加人数となりました。

用語解説 ▶▶▶

保護観察 犯罪をした人または非行のある少年が、実社会の中で立ち直る(更生する)ために、保護観察官及び保護司による指導・支援を行う仕組み

協力雇用主 犯罪をした人などの自立及び社会復帰に協力するため、犯罪をした人などを雇用する民間の事業主

更生保護 犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けること

保護司 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直り(更生)を助け、地域の犯罪の予防を図るために活動する民間のボランティア(保護司法に基づき法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されません)。
主な活動内容としては、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をしたり、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整します。また、犯罪をした人や非行のある少年の更生に対する社会の理解を広め、犯罪を予防するための広報・啓発活動を行っています。

BBS Big Brothers and Sisters Movement の略。
様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

昭和26年7月、犯罪の防止と犯罪をした人たちの立ち直りには、一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識の下、当時の法務府(現在の法務省)は、この啓発活動を“社会を明るくする運動”と名付け、国民運動として世に広げることにしました。以来全国的な運動として取組が続けられ、令和7年には75回目を迎えました。第61回からは「黄色い羽根」が運動のシンボルマークとして親しまれています。

第3章 重点課題とその取組

この計画では、国及び東京都の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、区を取り巻く状況を基に5つの重点課題を設定しました。関係機関・団体及び保護司をはじめ民間ボランティアとの連携強化を図りながら、広く区の事業を活用し、個別目標に向けてその取組を進めていきます。

1 就労・住居の確保等

- 個別目標**
- (1) 就労と住居確保に向けた相談・支援の充実を図ります
 - [活用する関連事業(具体的な取組)]
 - » 大田区生活再建・就労サポートセンター JOBOTA(ジョボタ)
 - » おおた就労支援コーナー
 - » 区における保護観察対象者の会計年度任用職員の任用
 - » 大田区居住支援協議会における理解・協力促進
 - » 協力不動産店リストの提供
 - (2) “犯罪をした者等”を雇用する企業を開拓・確保します
 - [活用する関連事業(具体的な取組)]
 - » 協力雇用主に対する公共工事の競争入札における優遇制度
 - » 協力雇用主制度のPR促進

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- 個別目標**
- (1) 関係機関・団体、民間協力者との連携・協働の下、適切な保健医療・福祉サービスを提供します
 - [活用する関連事業(具体的な取組)]
 - » 地域包括支援センターにおける高齢者の方の相談支援
 - » 障がいのある方の相談支援
 - » 精神保健福祉相談
 - » 自立支援医療(精神通院医療)
 - » 生活保護
 - » 大田区ひきこもり支援室 SAPOTA(サポタ)
 - (2) 薬物乱用防止や薬物依存からの回復に関する普及・啓発活動を促進します
 - [活用する関連事業(具体的な取組)]
 - » 区内更生保護団体の薬物乱用防止プログラム等への支援
 - » 防犯啓発活動事業(薬物乱用防止啓発)
 - » 大田区薬物乱用防止推進事業への支援
 - » 小中学校における薬物乱用防止教室の開催

3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等

(SNS 等ネットワーク利用犯罪などに関わらない取組を含む)

個別目標

- (1) 児童・生徒等の非行防止や安全意識の向上に取り組みます
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - » 青少年をめぐる環境浄化推進活動の充実
 - » 学校危機対応支援専門員、生活指導支援員、生活指導補助員
 - » 防犯教育
- (2) 児童・生徒等がネットワーク利用犯罪に関わらない取組を進めます
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - » 情報モラル教育
- (3) 児童・生徒等の学習支援や生活環境を支援します
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - » スクールカウンセラーによる支援
 - » スクールソーシャルワーカーによる支援
 - » 学びの多様化学校
 - » つばさ教室での支援
 - » 子どもの学習支援事業(中学生の放課後学習支援)
 - » 子どもの学習支援事業(高校生世代の「学びなおし」支援)
 - » 夜間学級

4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進

個別目標

- (1) 区内更生保護団体の活動を支援します
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - » 保護司の活動拠点等の提供
 - » 区内更生保護団体への活動経費支援
 - » 保護司の人材確保
- (2) 関係機関・民間協力者と連携し、広報・啓発活動を強化します
[活用する関連事業(具体的な取組)]
 - » 社会を明るくする運動
 - » 民間協力者に対する表彰(大田区区政功労者表彰)
 - » 更生保護活動に関する広報の強化
 - » 刑務所作業製品の普及促進
 - » 警察と連携した広報・啓発
 - » ハローワークと連携した広報・啓発

5 地域における見守り・支援の強化による包摶の推進

- | | |
|------|--|
| 個別目標 | <p>(1) 地域のネットワークを活かした見守りや支援を行い、区民が安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます
[活用する関連事業(具体的な取組)]
» 民生委員児童委員
» 青少年対策地区委員会
» 大田区若者サポートセンター「フラットおおた」
» こども食堂
» 放課後こども教室</p> <p>(2) 犯罪を未然に防止し、安全安心なまちづくりを進めます
[活用する関連事業(具体的な取組)]
» 防犯カメラの設置及び維持管理費助成
» 自動通話録音機無料貸与
» 地域安全安心パトロール活動助成
» 区民安全・安心メール配信サービス
» 青色回転灯パトロールカーによるパトロール
» 登下校の見守り活動</p> |
|------|--|

1 就労・住居の確保等

現状と課題

- 全国において、刑務所に入所した再犯者の中で約7割が無職であり、就労の有無は再犯率に大きく影響を与えています。また、刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数は、近年低下傾向にあります。地域の中で安定した生活を送るために、住居の確保も重要といえます。
- 大田区内の協力雇用主の登録数は令和2年から令和6年にかけて約50社で推移しており、令和6年は54社となっています。しかし、実際に出所者を雇用している協力雇用主及び雇用されている出所者は、少人数に止まっています。今後も制度のPR促進を進めるとともに、区内関係機関・団体との情報交換を活発にし、理解を高めていく必要があります。

個別目標とその取組

(1) 就労と住居確保に向けた相談・支援の充実を図ります

【活用する関連事業(具体的な取組)】

» 大田区生活再建・就労サポートセンター JOBOTA(ジョボタ)

【蒲田生活福祉課(自立支援促進担当)】

経済的、精神的な問題、就労についての問題などさまざまな課題を抱えた方のための無料の相談窓口です。専門支援員が一人ひとりに寄り添ったサポートを行います。

- ・自立相談支援 個人、家庭、生活で困っていることの要因を整理し、自立に向けた生活の見直しや個々人にあった支援を行います。
- ・就労準備支援 就労や生活習慣で困っている方に、キャリアカウンセリングや職場体験など、就労を目指した支援を行います。
- ・住居確保給付金 離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方へ、家賃相当額を支給する給付金に関する手続きの支援を行うとともに、就労支援を行います。

» おおた就労支援コーナー

【蒲田生活福祉課(自立支援促進担当)】

生活保護受給者等で稼働能力を有し、就労意欲がある方に対して、蒲田生活福祉課窓口に大森公共職業安定所(ハローワーク大森)の就職支援ナビゲーターを配置し、職業相談、職業紹介及び求人情報の提供等の支援を実施します。

» 区における保護観察対象者の会計年度任用職員の任用

【総務課】

大田区保護司会との間で締結した「保護観察対象者に対する就労支援に関する協定書」に基づき、区において保護観察対象者を会計年度任用職員として任用します。

» 大田区居住支援協議会における理解・協力促進

【建築調整課(住宅政策担当)】

住宅探しの支援が必要な住宅確保要配慮者への支援に関して協議を行い、課題解決に向けた取組を行っている大田区居住支援協議会において、保護観察者等の住宅確保の必要性を周知し、理解と協力を促します。

» 協力不動産店リストの提供

【建築調整課(住宅政策担当内 住宅・空家相談窓口)】

区内に1年以上居住する住宅確保要配慮者(高齢者・障がい者・ひとり親・外国籍住民・生活保護受給者・低額所得者世帯の方)が民間賃貸住宅に円滑に入居できるように情報提供を行います。

(2) “犯罪をした者等” を雇用する企業を開拓・確保します

[活用する関連事業(具体的な取組)]

» 協力雇用主に対する公共工事の競争入札における優遇制度

【経理管財課】

区の建設工事総合評価落札方式で実施している協力雇用主への加点措置制度を見直し、再犯防止推進計画を進める区政への貢献として位置付け直す幅広いものとすることによって、事業者の理解を促進し、協力雇用主制度のPR強化に努めます。

» 協力雇用主制度のPR促進

【総務課】

協力雇用主制度について区の広報媒体等で広く周知することによって、協力雇用主の開拓・確保に協力します。

用語解説 ▶▶▶

協力雇用主	(9ページ用語解説参照)
保護観察	(9ページ用語解説参照)
大田区居住支援協議会	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、令和元年度に設立。 住宅確保要配慮者及び賃貸住宅の貸主の双方が安心して生活できるよう、大田区、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、情報共有や支援の在り方等について検討を行っています。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

現状と課題

- 大田区の刑法犯検挙者数の年代別罪名では、60歳以上で窃盗犯の割合が多く、特に65歳以上の検挙者数の割合が最も多くなっています。大田区内の再犯者率も窃盗犯が最も大きく、地域の見守りにより、再犯に至る地域生活課題を共有し、包括的な支援につなげる取組が求められています。
- 大田区において薬物事犯の検挙者数は、20~59歳の年代で多くなっています。薬物事犯は再犯に至るケースが多く見られ、再犯者率は6割を超える状況となっています。様々な関係機関・団体や民間協力者が関わり、適切な治療と息の長い支援が求められます。また、近年全国的に若年層による大麻取締法違反の検挙者に増加傾向が見られ、薬物乱用防止等に関する啓発活動や教育がより一層重要になっています。

個別目標とその取組

- (1) 関係機関・団体、民間協力者との連携・協働の下、適切な保健医療・福祉サービスを提供します
区と関係機関・団体が連携・協働し、公的サービスや地域資源を活用しながら、“犯罪をした者等”的支援が必要とする方を適切な保健医療・福祉サービスにつなげます。

【活用する関連事業(具体的な取組)】

» 地域包括支援センターにおける高齢者の方の相談支援

【高齢福祉課】

高齢者の総合相談窓口としての各種相談に応じ、地域の関係者と連携を進めます。

» 障がいのある方の相談支援

【障がい者総合サポートセンター】

すべての障がいに関する各種相談、専門職による相談等を行うとともに、地域の相談支援機関との連携の強化を図ります。

» 精神保健福祉相談

【各地域健康課】

アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症・嗜癖(しへき)について、精神科医師による精神保健福祉相談を実施します。

» 自立支援医療(精神通院医療)

【各地域福祉課】

精神障がいの方が精神科等に通院している場合、その医療費の助成を行います。

» 生活保護

【各生活福祉課】

憲法で保障された最低限度の生活の維持のため、収入、能力、資産等に応じ、生活費の支援を行うとともに、その自立を助長することを目的とした法律。居所を所管する各生活福祉課で相談を受けます。

» 大田区ひきこもり支援室 SAPOTA（サポタ）

【蒲田生活福祉課（自立支援促進担当）】

ひきこもり状態にある本人や家族が抱える悩みと一緒に考え、サポートする無料の相談窓口です。

(2) 薬物乱用防止や薬物依存からの回復に関する普及・啓発活動を促進します

[活用する関連事業（具体的な取組）]

» 区内更生保護団体の薬物乱用防止プログラム等への支援

【総務課】

大田区保護司会、大田区更生保護女性会等が行う薬物乱用防止に資する研修等に対して、補助金を交付します。

» 防犯啓発活動事業（薬物乱用防止啓発）

【防災危機管理課】

青少年の薬物使用及び非行防止を目的に、関係団体と連携して、薬物乱用防止イベント等において配布する啓発物品の支給を行います。また、区広報誌（おおた区報）を活用して、広く区内に向けた、薬物依存乱用防止の啓発を行います。

» 大田区薬物乱用防止推進事業への支援

【生活衛生課】

大田区薬物乱用防止推進協議会が行っている薬物乱用防止啓発活動について、イベントチラシの作成や会議案内の通知の支援を行います。

» 小中学校における薬物乱用防止教室の開催

【指導課】

区立小中学校の児童・生徒に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させるため、薬物の専門知識を有する関係機関の職員等が講師となり薬物乱用防止教室を開催します。

用語解説 ▶ ▶ ▶

更生保護

（9ページ用語解説参照）

更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪や非行をした少年の更生に協力するボランティア団体

3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等

(SNS 等ネットワーク利用犯罪などに関わらない取組を含む)

現状と課題

- ・ 全国的に少年の刑法犯の検挙者数は減少傾向で、再非行少年の数も平成 15 年をピークに減少し続けています。しかし、インターネットやスマートフォンの利用が低年齢する中、子どもが SNS 等を利用して、ネット上で誹謗・中傷の被害者または加害者になりえる可能性が高まっています。詐欺や児童買春・児童ポルノ禁止法違反、大麻取締法違反等は年々増加しており、児童・生徒等がこうした犯罪に関わらない取組が必要となっています。
- ・ 令和5年度の高等学校等(国公私立の全日制・定時制)への進学率は通信制を含めて 98.7% にのぼっています。ほとんどの者が進学する状況において、非行や不登校により通学や進学を中断した少年等に対しては、特に区と学校、地域が連携して、一人ひとりに寄り添った修学を支援していくことが重要です。

個別目標とその取組

(1) 児童・生徒等の非行防止や安全意識の向上に取り組みます

[活用する関連事業(具体的な取組)]

» 青少年をめぐる環境浄化推進活動の充実

【地域力推進課(青少年健全育成担当)】

こども家庭庁が定める 11 月の「秋のこどもまんなか月間」を強化月間とし、区HPで環境浄化推進活動の啓発を行います。

» 学校危機対応支援専門員、生活指導支援員、生活指導補助員

【指導課】

各地区の拠点校に学校危機対応支援専門員を配置し、児童・生徒の問題行動に対して、指導経験豊かな人材が巡回し、各学校を支援します。

また、生活指導上の課題を解決し、正常な学校運営を確保するために、生活指導支援員・生活指導補助員を配置し、学校及び教師を支援するとともに、問題行動等のある児童・生徒に寄り添った対応を行うことで、児童・生徒一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるよう、校内体制の確立をサポートします。

» 防犯教育

【指導課】

児童・生徒の防犯に対する意識を高め、自ら判断し、危険を回避する力、犯罪から身を守る力などを身に付けさせるために、セーフティ教室・防犯教室をそれぞれ年1回以上、特別活動などの時間に実施します。セーフティ教室においては、保護者や地域住民などによる協議会を開催し、児童・生徒の防犯意識を高めるための対策を協議します。また、不審者対応の避難訓練を年1回以上実施します。

(2) 児童・生徒等がネットワーク利用犯罪に関わらない取組を進めます

[活用する関連事業(具体的な取組)]

» 情報モラル教育

【指導課】

児童・生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつとともに、自律的に行動し、犯罪被害及び犯罪加害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう指導します。

(3) 児童・生徒等の学習支援や生活環境を支援します

【活用する関連事業(具体的な取組)】

» スクールカウンセラーによる支援

【教育センター】

区立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒・保護者・教職員などからの相談に対応します。児童・生徒の学校不適応の早期発見・早期解決や児童・生徒の心の安定のため、学校内の教育相談体制を整えます。

» スクールソーシャルワーカーによる支援

【教育センター】

経済的困窮や養育上の困難など、学校だけでは解決が困難な課題がある児童・生徒や保護者に対し、社会福祉の専門的な知識を生かし、関係機関と連携して問題の解決を支援します。

» 学びの多様化学校

【指導課】

学ぶ意欲はあるものの、大人数の教室が苦手など、在籍校への復帰が困難となっている不登校児童・生徒の新たな学びと成長の場を提供します。

» つばさ教室での支援

【教育センター】

不登校状態の児童・生徒に対して安心して過ごせる場所を提供し、学習やソーシャルスキルの習得を支援する環境を整えます。

» 子どもの学習支援事業(中学生の放課後学習支援)

【蒲田生活福祉課(自立支援促進担当)】

就学援助、児童扶養手当、生活保護のいずれかを受給している世帯の中学生を対象として、無料の学習教室を実施し、一人ひとりに寄り添った学習支援、居場所づくり、入試対策、保護者の相談サポートを行います。

» 子どもの学習支援事業(高校生世代の「学びなおし」支援)

【蒲田生活福祉課(自立支援促進担当)】

児童扶養手当または生活保護を受給している世帯の中学生を卒業した15歳からおおむね20歳の方を対象として、高校再入学や高校卒業資格取得のため、無料の学習支援や進路相談を実施します。

» 夜間学級

【学務課、指導課】

義務教育を修了していない学齢経過者、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、本国または日本で十分な教育を受けられなかった外国籍の人などに、義務教育を受ける機会を実質的に保障します。

用語解説 ▶ ▶ ▶

社会を明るくする運動 (9ページ用語解説参照)

4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進

現状と課題

- 区内の保護観察の推移では、少年事案の数は長く減少傾向にある一方、成人事案の数はそれほど減少せず一定数を保っています。薬物依存等長期にわたる専門的な支援が必要となるケースが顕現しつつあり、関係機関・団体がそれぞれの専門性を活かしながら連携した支援を提供する必要性が高まっています。
- 大田区における“社会を明るくする運動”的な活動は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年以降は、集合・接触型の活動が制限される状況となりましたが、保護司をはじめとする地域の関係団体や学校等の連携も相まって、徐々に盛り上がりを見せ、令和6年度は約1万7千人が参加しました。
- その一方、この運動の認知度の低さを課題とする声もあります。従来の広報・啓発活動に限らず、DXの推進やSNS等の活用をはじめ、新たなアプローチを探るタイミングを迎えています。

個別目標とその取組

(1) 区内更生保護団体の活動を支援します

[活用する関連事業(具体的な取組)]

» 保護司の活動拠点等の提供

【総務課】

保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターを無償で提供するほか、本庁舎及び区内18か所の特別出張所に面談場所を確保し、保護司の活動を支援します。また、活動に必要な消耗品等を提供します。

» 区内更生保護団体への活動経費支援

【総務課】

大田区保護司会、大田区更生保護女性会等が行う更生保護活動、犯罪の予防、青少年の健全育成等(薬物乱用防止を含む(再掲))に資する研修等に対して、補助金を交付します。

» 保護司の人材確保

【総務課】

保護司会の活動が一層促進されるよう、保護司の適任者確保に協力します。

(2) 関係機関・民間協力者と連携し、広報・啓発活動を強化します

【活用する関連事業(具体的な取組)】

» 社会を明るくする運動

【総務課、各特別出張所】

大田区保護司会をはじめ区内関係機関・団体(35 団体)と連携・協力し、区内全域で“社会を明るくする運動”を推進します。

7月の強調月間を中心として、運動の啓発・広報及び各地域において様々な活動・行事を企画・実施します。

» 民間協力者に対する表彰(大田区区政功労者表彰)

【総務課】

長年にわたり地域の見守りや安全・安心に貢献した保護司、民生委員児童委員等の民間ボランティアを顕彰し、その功績や活動の意義について広く区民に周知します。

» 更生保護活動に関する広報の強化

【総務課、人権・男女平等推進課】

保護司の活動や“社会を明るくする運動”について、区報や区ホームページ、SNS等を活用し、更生保護活動に対する区民の認知度を高めていきます。

» 刑務所作業製品の普及促進

【総務課】

刑務所作業を通じた受刑者の改善更生と円滑な社会復帰への理解を深めるため、大田区保護司会と連携し、刑務所作業製品の販売に協力します。

» 警察と連携した広報・啓発

【人権・男女平等推進課】

警察と連携・協力し、犯罪被害者支援等の人権啓発パネル展等において、再犯防止、地域社会の理解促進について広く周知します。

» ハローワークと連携した広報・啓発

【人権・男女平等推進課】

ハローワークと連携・協力し、就職差別解消促進月間等において、刑を終えて出所した人への就職差別や職場の理解促進について広く周知します。

用語解説 ▶ ▶ ▶

保護観察	(9ページ用語解説参照)
更生保護	(9ページ用語解説参照)
保護司	(9ページ用語解説参照)
更生保護サポートセンター	<p>保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行うため設置された拠点。その多くは保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用し開設されています。そこでは、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。また、保護司を始めとする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用されています。</p> <p>大田区では、全国に先駆け平成18年北蒲広場内に開設されました。</p>
社会を明るくする運動	(9ページ用語解説参照)
刑務所作業製品	<p>刑務所で製作した製品。全国の刑務所等の刑事施設では、受刑者が改善更生し、円滑に社会復帰をするための重要な処遇方策の一つとして、木工、印刷、洋裁、金属、革工などの刑務作業が行われています。</p> <p>刑務所作業製品は、矯正協会刑務作業協力事業の英訳(Correctional Association Prison Industry Cooperation)の頭文字をとった「CAPI C」として、受刑者の社会復帰に対する理解を広めるためのブランドイメージづくりが図られています。</p> <p>なお、売上げの一部は犯罪被害者支援団体の活動に助成されています。</p>

5 地域における見守り・支援の強化による包摂の推進

現状と課題

- ・ 区では、青少年やこども、保護者等が相談でき、交流を図れる居場所づくりを推進しています。また、地域における見守りなどにより、「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現に欠かせないものとなっています。
- ・ 区内の刑法犯認知件数は近年減少傾向にありましたが、令和4年からは増加に転じており、令和6年は4,370件で前年より519件増加しています。手口が巧妙化する特殊詐欺被害件数・被害額が増加するなど、区民の安全安心を脅かす犯罪の発生が後を絶たない厳しい状況にあります。
- ・ 町会等による街頭防犯カメラの設置促進や自動通話録音機無料貸与、防犯パトロール活動などの実施により、警察をはじめとした関係機関や地域の皆様と連携し、区民の皆様を犯罪から守る対策を講じ防犯対策の強化が必要です。
- ・ 第一次区計画において実施した当区の取組みに加え、保護司など地域の更生保護団体等との更なる連携により、犯罪のない誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて各種対策を今後も継続して実施していくことが求められています。

個別目標とその取組

(1) 地域のネットワークを活かした見守りや支援を行い、区民が安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます

【活用する関連事業(具体的な取組)】

» 民生委員児童委員

【福祉管理課】

地域福祉向上のため、高齢者や障がい者福祉、子育てに関することなど、住民の立場から相談に応じ、関係する行政機関につなげるなど援助活動を行っています。

» 青少年対策地区委員会

【地域力推進課(青少年健全育成担当)】

地域の青少年の健全な育成を目的として、育成活動や環境浄化活動など様々な活動を行っています。

» 大田区若者サポートセンター「フラットおおた」

【子ども家庭支援センター】

区内在住・在勤・在学の概ね15歳から39歳のこども・若者及びその家族を対象とした総合相談窓口。相談業務において本人の状況に応じ、各種情報提供・助言を行い、関係機関と連携し適切な支援につなぎます。気軽に立ち寄れるフリースペースを併設し、相談者のニーズに応じ様々な居場所プログラムを実施し、段階的な社会的自立をサポートします。

» こども食堂

【子育ち支援課】

地域でこどもや保護者を対象に、無料または安価で食事を提供する取組みです。地域の方がボランティアで運営し、こどもが安心して過ごせる居場所でもあり、世代交流、地域コミュニティの場となっています。こども食堂の継続・安定的な活動を支援するため、運営団体に対して活動費の一部を補助します。

» 放課後こども教室

【教育総務課】

小学校に通う児童の放課後の安全・安心な居場所づくりの推進のため、小学校内の施設を利用。クラスや学年の枠を超えた交流により、様々な体験や活動を通して健やかな成長を支援します。

(2) 犯罪を未然に防止し、安全安心なまちづくりを進めます

[活用する関連事業(具体的な取組)]

» 防犯カメラの設置及び維持管理費助成

【防災危機管理課】

安全・安心なまちづくりのため、自治会・町会、商店街等の地域団体が防犯カメラを設置する際の費用及び、運用に係る維持管理費用を一部助成します。

» 自動通話録音機無料貸与

【防災危機管理課】

区内の特殊詐欺被害の状況を鑑み、区内在住の概ね 65 歳以上の方を対象に、特殊詐欺対策に有効な自動通話録音機を無料で貸与します。

» 地域安全安心パトロール活動助成

【防災危機管理課】

安全・安心なまちづくりのため、「防犯パトロール活動」を実施している自治会、町会、PTA 等の団体に対して経費の一部を助成します。

» 区民安全・安心メール配信サービス

【防災危機管理課】

安全・安心なまちづくりのため、登録者に対し、防災情報や防犯情報(不審者情報や子どもの安全確保上の注意等)を配信します。

» 青色回転灯パトロールカーによるパトロール

【防災危機管理課】

安全・安心なまちづくりのため、年末年始を除く毎日、区内全域で青色回転灯パトロールカーによるパトロールを実施します。

» 登下校の見守り活動

【教育総務課、指導課】

登下校時の交通事故などを防止するため、児童誘導員を配置し、児童の安全・安心を確保します。また、日常活動をしながら見守りを行う「ながら見守り活動」など、多様な活動を地域の協力により実施します。

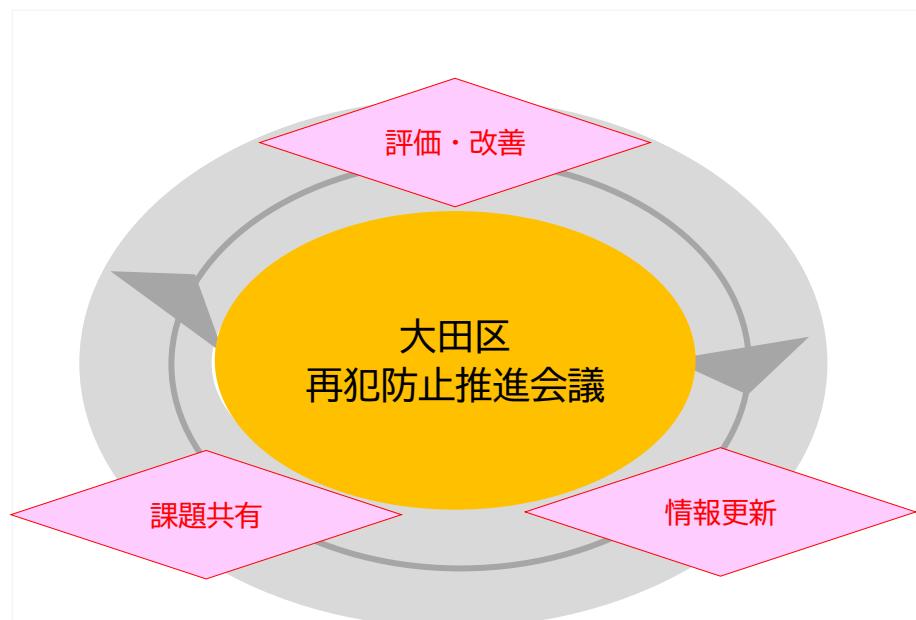
第4章 計画の推進体制

この計画は、これまで区と大田区保護司会をはじめ関係機関・団体がともに積み上げてきた“社会を明るくする運動”に象徴される更生保護の取組の集大成としての意味を持つものです。計画の実行にあたっては、“犯罪を犯した者等”が地域の中で生活をやり直せるよう区と国・都などの関係機関及び地域の民間団体が緊密に連携を取りながら、再犯防止等に関する施策を総合的に推進していく体制が欠かせません。区では再犯防止推進の重要な課題である就労、住居、保健医療、福祉等の施策に関する庁内連携体制を一層強化するとともに、「第二次大田区再犯防止推進計画」の円滑な取組を進めるため、区及び“社会を明るくする運動”大田区推進委員会からの推薦を受けた同委員会の構成機関・団体等を委員とする「大田区再犯防止推進会議」を設置し、定期的に地域の情報や課題を共有し協議を行います。



■ “社会を明るくする運動”大田区推進委員会の構成機関・団体

大田区 大田区教育委員会 区内警察署 大田区保護司会 大田区桐友会 大田区自治会連合会
大森医師会 蒲田医師会 田園調布医師会 大森歯科医師会 蒲田歯科医師会 大田区薬剤師会 蒲田薬剤師会 大田区青少年対策地区委員会 大田区更生保護女性会 大田区保護観察協会 大田区防犯協会 大田区BBS会 大田区立小学校PTA連絡協議会 大田区立中学校PTA連合協議会
大田区母の会連合会 大田区民生委員児童委員協議会 大田区婦人団体連合会 大田区立小学校校長会 大田区立中学校校長会 大田区社会福祉協議会 大田区退職校長会 大田区私立幼稚園連合会 大田区商店街連合会 東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会 大田地区人権擁護委員会 大森少年センター おおた社会福祉士会 おおた TS ネット 自立支援センターみんなの家(順不同)



■ 庁内連携体制

※令和7年度大田区組織による

総務部	総務課長 人権・男女平等推進課長 経理管財課長 防災危機管理課長 生活安全担当課長
地域未来創造部	青少年・生涯学習担当課長
福祉部	福祉支援調整担当課長 高齢福祉課長 障害福祉課長 自立支援促進担当課長 障がい者総合サポートセンター所長
健康政策部	生活衛生課長
こども未来部	子育ち支援課長 子ども家庭支援センター所長

まちづくり推進部 住宅政策担当課長
教育総務部 副参事(教育地域力担当) 学務課長 指導課長 教育センター所長

大田区再犯防止推進会議で共有される課題は翌年度へ引継ぎ、評価と改善を繰り返しながら、次期推進計画へ更新していきます。

第二次大田区再犯防止推進計画

令和8年(2026年)4月～令和13年(2031年)3月

令和8年(2026年)3月発行

大田区 総務部 総務課 総務担当

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話 03-5744-1142(直通)

メール soumu@city.ota.tokyo.jp

第二次大田区再犯防止推進計画 <概要案>

第1章 第二次大田区再犯防止推進計画について

1 計画策定の背景

全国の刑法犯の検挙人員・再犯者はともに減少傾向にあるが、令和5年の再犯者率は47.0%と半数近くが再犯者という状況。国民が安全・安心に暮らせる社会の実現が必要。

平成28年12月 再犯の防止等の推進に関する法律 施行

平成29年12月 再犯防止推進計画 閣議決定

令和元年7月 東京都再犯防止推進計画 策定

令和3年3月 大田区再犯防止推進計画 策定

令和5年3月 第二次再犯防止推進計画 閣議決定

令和6年3月 第二次東京都再犯防止推進計画 策定

2 計画の位置付け

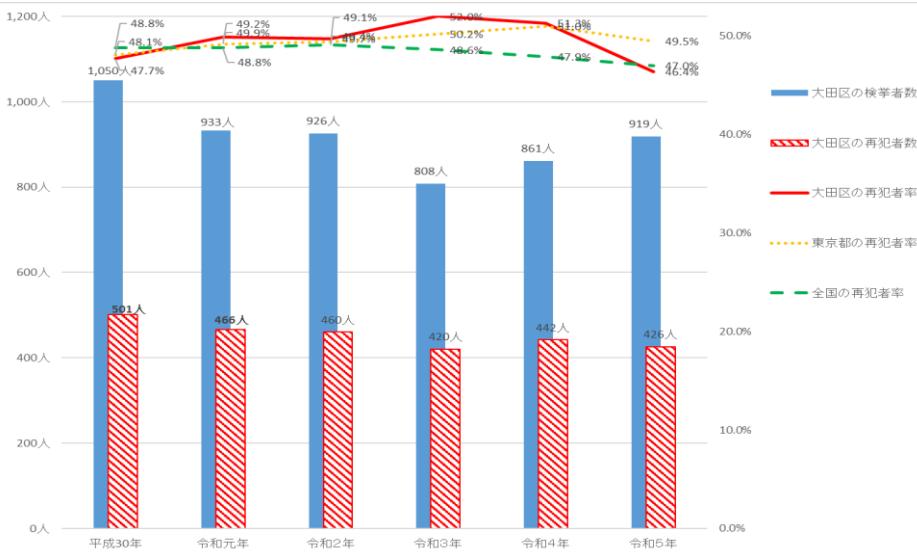
3 計画策定の意義

- この計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める“犯罪をした者等”で、犯罪をした者または非行少年(非行少年であった者を含む)のこと言う。
- 地域の中で“犯罪をした者等”的立ち直りを支援する多岐にわたる取組を、再犯防止対策や更生保護に取り組む関係機関・団体や保護司をはじめ民間ボランティアとともに、総合的に推進するため策定する。

4 計画期間

令和8年(2026年)4月から令和13年(2031年)3月までの5年間

第2章 大田区を取り巻く状況



- 大田区の再犯者率は令和5年度で46.4%であり、令和4年度と比較して減少したものの50%に近い状況である。
- また、近年再犯率の高い薬物事犯が一定の再犯者割合を占めており、近年若年層を中心に覚せい剤取締法違反や大麻取締法違反が増加傾向にあり社会問題にもなっている。

第3章 重点課題とその取組

5つの重点課題

この計画では、国及び東京都の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、区を取り巻く状況を基に5つの重点課題を設定する。関係機関・団体及び保護司をはじめ民間ボランティアとの連携強化を図りながら、広く区の事業を活用し、個別目標に向けてその取組を進める。

1 就労・住居の確保等

個別目標

- (1)就労と住居確保に向けた相談・支援の充実を図ります
- (2)“犯罪をした者等”を雇用する企業を開拓・確保します

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

個別目標

- (1)関係機関・団体、民間協力者との連携・協働の下、適切な保健医療・福祉サービスを提供します
- (2)薬物乱用防止や薬物依存からの回復に関する普及・啓発活動を促進します

3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等

(SNS等ネットワーク利用犯罪などに関わらない取組を含む)

個別目標

- (1)児童・生徒等の非行防止や安全意識の向上に取り組みます
- (2)児童・生徒等がネットワーク利用犯罪に関わらない取組を進めます
- (3)児童・生徒等の学習支援や生活環境を支援します

4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進等

個別目標

- (1)区内更生保護団体の活動を支援します
- (2)関係機関・民間協力者と連携し、広報・啓発活動を強化します

5 地域における見守り・支援の強化による包摶の推進

個別目標

- (1)地域のネットワークを活かした見守りや支援を行い、区民が安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます
- (2)犯罪を未然に防止し、安全安心なまちづくりを進めます

第4章 計画の推進体制

この計画は、これまで区と大田区保護司会をはじめ関係機関・団体がともに積み上げてきた“社会を明るくする運動”に象徴される更生保護の取組の集大成としての意味合いを持つものである。

「大田区再犯防止推進計画」の円滑な取組を進めるため、区及び“社会を明るくする運動”大田区推進委員会からの推薦を受けた同委員会の構成機関・団体等を委員とする「大田区再犯防止推進会議」を設置し、定期的に地域の情報や課題を共有し協議を行う。

大田区再犯防止推進会議で共有される課題は翌年度へ引継ぎ、評価と改善を繰り返しながら、次期計画の見直しを図ることとする。

総務財政委員会
令和 7 年 12 月 15 日
総務部 資料 2 番
所管 経理管財課

電子契約サービスの導入について

1 目的

紙による契約書の締結に要していた時間の短縮、郵送費や保管に関するコストを削減することで契約事務の効率化を図るため。

2 導入する電子契約サービス

インターネットを通じてサービスにアクセスし、契約書の作成や署名、管理を行う「クラウド型の電子契約サービス」を導入予定。

※事業者側の導入コストは不要

3 署名方式

区側と事業者側で異なる署名方式を採用する「ハイブリット型」の署名方式を採用。

区側：国が認めた認証局による認証で本人性が担保される「当事者型」の署名方式

事業者側：メールを使用で、電子契約サービス提供事業者が、その本人性を担保する「立会人型」の署名方式

4 対象

経理管財課で契約を締結する契約を対象

※電子契約にて契約を締結するかは契約相手方が選択

5 導入効果

契約書の印刷、製本や取り交わしに要していた時間の短縮
印紙代が不要となる

6 導入年月

令和 8 年 1 月 予定

7 事業者への導入支援

マニュアルの提供、操作説明会の開催、ヘルプデスク設置

総務財政委員会
令和 7 年 12 月 15 日
総務部 資料 3 番
所管 経理管財課

工事請負契約の報告について

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報告番号	1
工事件名	かにくぼ公園拡張工事（キャッチボール場）
契約金額	¥ 155,100,000-
契約の相手方	板橋区南常盤台一丁目 35 番 1 号 スポーツ施設株式会社 代表取締役 太田 豊
契約年月日	令和 7 年 11 月 28 日
工期	令和 8 年 3 月 27 日
工事概要	

(1) 工事場所

大田区北嶺町 17 番 13 号

(2) 工事内容

準備工、敷地造成工、園路広場工、休養施設工、運動施設工、便益施設工、管理施設工、給水設備工、排水設備工、電気設備工、植栽工

(3) 案内図



入札経過調書

入札年月日		件名		
令和7年11月28日			かにくぼ公園拡張工事（キャッチボール場）	
入札参加者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）	
1	奥山スポーツ土木株式会社	辞退		
2	生涯スポーツ建設株式会社 東京支店	最低制限未満		
3	株式会社スポーツ建設	¥155,000,000		
4	スポーツ施設株式会社	レ¥141,000,000		
5	山一体育施設株式会社	辞退		
6				
7				
8				

契約の相手方 名称 スポーツ施設株式会社
 所在地 板橋区南常盤台一丁目35番1号

契約金額（税込） ¥155,100,000 (落札率99.90%)
 (税抜) ¥141,000,000

予定価格（税込） ¥155,258,400
 (税抜) ¥141,144,000

総務財政委員会
令和7年 12月 15日
区民部 資料1番
所管 課税課

令和7年度年金特別徴収仮徴収に係る徴収不足の発生について

1 概要

住民税の年金特別徴収（年金からの引き落とし）については区が対象データを作成し、特別徴収義務者（日本年金機構等）に送信したデータに基づき住民税を徴収している。

この度、住民税額の変更にあたり、区から日本年金機構等あてに送信した令和6年度中の電子ファイルの一部に対象者の漏れがあり、年金特別徴収仮徴収分（令和7年4月、6月、8月の引き落とし分）について徴収額の不足が発生していることが判明した。

2 原因

日本年金機構等へ送信する住民税額が変更となった方を抽出する処理に対し、システムベンダーにおいて令和6年度の定額減税による影響を考慮に入れた修正プログラムを適用したものの、併せて必要だった、プログラム適用前に税額の変更があった方のデータを別途対象に加える作業が想定から漏れていたため。

3 影響の範囲

徴収額の不足が発生している方 117名（総額 216,900円）

（参考：年金特徴による納税義務者数：約4万9千名）

4 対応

対象となる区民の方に、謝罪文、経過及び手続きの概要についてご案内した上で、以下の方法で不足分を徴収させていただく。

- (1) 令和8年2月分の年金特別徴収で不足分を徴収する（102名）。
- (2) 令和8年2月分の年金特別徴収の対象とならない方については、普通徴収（第4期1月末納期）に繰り入れ、口座引き落としまたは納付書により納付していただく（15名）。

5 再発防止に対する考え方

同様の誤りを起こさないよう、より一層委託管理の徹底を図ってまいります。

総務財政委員会
令和7年12月15日
選挙管理委員会事務局 資料1番
所管 選挙管理委員会事務局

大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会（第三者委員会）検討状況について

1 第1回委員会（10月31日）概要

（1）全体構成

第1回では、選挙管理委員会委員長の挨拶の後、委員による互選の結果、小島委員が委員長に選任され、今後の検証及び提言の取りまとめに向けた方針が示された。続いて、選挙管理委員会から本委員会に対し、不適正処理に係る事実関係の検証及び再発防止策の検討を求める諮問が行われた。

その後、事務局から、今回の不適正処理の起因となった「大田区における投・開票の流れ」「投票速報における不在者投票者数の二重計上」「開票所における票の集計の流れ」「投・開票所の人員体制」「開票所見取り図」について説明を行い、これらを踏まえ、今後の大田区における選挙事務の検証と改善の方向性等について議論を行った。

（2）委員からの主な意見・指摘

- ・不在者投票者数データが「累計」か「当日分」かが形式上判別しづらく、担当者が誤認する構造となっていた。データの区分や定義を明確に表示する仕組みが必要。
- ・投票速報を処理するスピード重視が誤りの温床となつたおそれがある。各事務処理段階におけるチェック体制と作業優先順位の再検討が必要。
- ・毎日の整合確認や帳票突合が不十分。入力エラーを自動検知する仕組みの導入が望ましい。
- ・投票者総数確定の精度が低い場合、開票における投票総数との連動に課題。事務に従事する職員が全体の業務構造を理解する体制・研修の充実が必要。

（3）委員会運営方針

- ・全5回開催し、最終回で提言を取りまとめることを承認。

2 第2回委員会（11月28日）概要

（1）全体構成

第2回では、事務局から選挙事務に係る「業務体制」「職務別研修」「投開票当日の時間的制約」「従事職員へのアンケート回答結果」「選挙事務に係る改善策（事務局案）」について説明を行い、これらを踏まえ、今回の不適正処理の背景となった心理的要因、環境的要因などの構造的要因と、選挙事務に内在する課題・改善方向について議論を行った。

(2) 委員からの主な意見・指摘

1) 人員体制

- ・業務・責任が特定の職員に集中し、負担や心理的ストレスが大きいのではないか。
- ・情報共有や業務フローの提示が不十分で各担当間の対応にばらつきが生じるため、担当業務の棚卸をして、改善点を組織的に洗い出し蓄積する仕組みが必要。

2) 研修体系

- ・各班の担当ごとの個別研修は実施されているものの、開票作業全体のプロセスや、各班の役割・責任関係を体系的に理解する研修が不足しており、全体像を踏まえた現場での運営力を高める仕組みが必要。

3) 時間的制約

- ・短時間での投票者総数確定や速報時刻を強く意識しなければならない運用が、現場での大きな負担となっている。

4) 職員アンケート関連

- ・責任の偏りが負担感・不公平感を生み、組織的な支援体制が求められている。
- ・継続的に選挙事務に従事する職員を一定数確保することにより、業務に関する相談をしやすい関係性が生まれ、安定した運営につながる。

5) 改善策案

- ・改善策は、現場の実態と整合しているか丁寧に検証しながら進める必要がある。
- ・時間別集計における新たな手法等は、現場負担や作業フローへの影響を踏まえた実務的な検証が必要。
- ・再発防止には、誤りがあり得ることを前提としたチェックポイント整備、体制・研修・選挙事務に対する意識付けの強化が不可欠。
- ・選挙事務が区の自治事務、法定受託事務であることの理解を深める基礎研修を実施すべき。

3 第3回以降の予定

(1) 第3回の議論内容

- ・第2回で示した改善案について委員意見を踏まえたブラッシュアップ
- ・白票水増しに至った原因分析、具体的な再発防止策の確認 等

※第3回は非公開で実施予定

(2) 全体スケジュール（全5回）

第1回(10/31)：開催趣旨の共有、委員長選任、諮問、事実関係の整理

第2回(11/28)：構造的課題の整理及び改善案の方向性の確認

第3回：改善案の整理、原因分析、具体的な再発防止策の確認（非公開）

第4回：改善案の確認、提言案の確認

第5回：提言（報告書）取りまとめ、確認

※最終回：委員会として諮問に対する再発防止等に係る提言を正式に決定する予定